

赤井特定公共賃貸住宅の用途変更について

1 目的

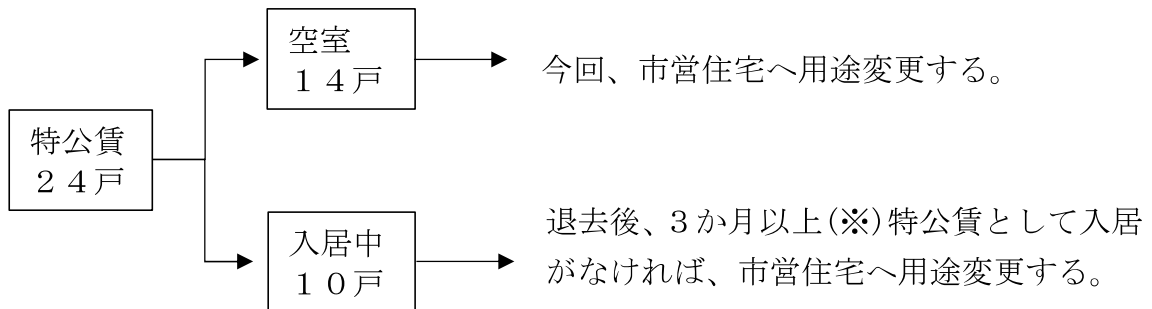
赤井特定公共賃貸住宅（以下「特公賃」）は、平成15年4月から供用を開始し、ピーク時の平成17年度には満室であったが、民間の賃貸住宅の整備が進んだことなどにより、徐々に空室が目立ち始め、現在、24戸のうち14戸が空室となっている。そこで、入居率の向上及び住宅セーフティネットの拡充を目的として、令和5年4月1日付けで特公賃を市営住宅に用途変更する。

2 住宅戸数

入居率

特公賃（3～5階）：24戸	うち3DK 12戸 2DK 12戸	42%
市営住宅（1・2階）：16戸	うち3DK 8戸 2DK 8戸	100%

3 現状及び方向性



(※)地域優良賃貸住宅制度要綱第18条第1号

4 今後の予定

令和5年4月1日	特公賃から市営住宅へ用途変更
4月以降	住戸の修繕工事を開始
9月上旬	市営住宅としての入居者を公募
9月中旬	市営住宅入居者選考委員会において選考及び決定

射水市空家等対策計画の一部改定について

1 改定の経緯等

本市では、空家等の適正な管理と利活用を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年3月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づき、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画期間とする「射水市空家等対策計画」を策定した。

計画期間中に関連する各計画が策定（改定）されたこと及び令和3年度に射水市空き家等実態調査を実施し本市における空き家の現状を把握したことをふまえて計画を一部改定する。

2 関連計画の策定（改定）状況

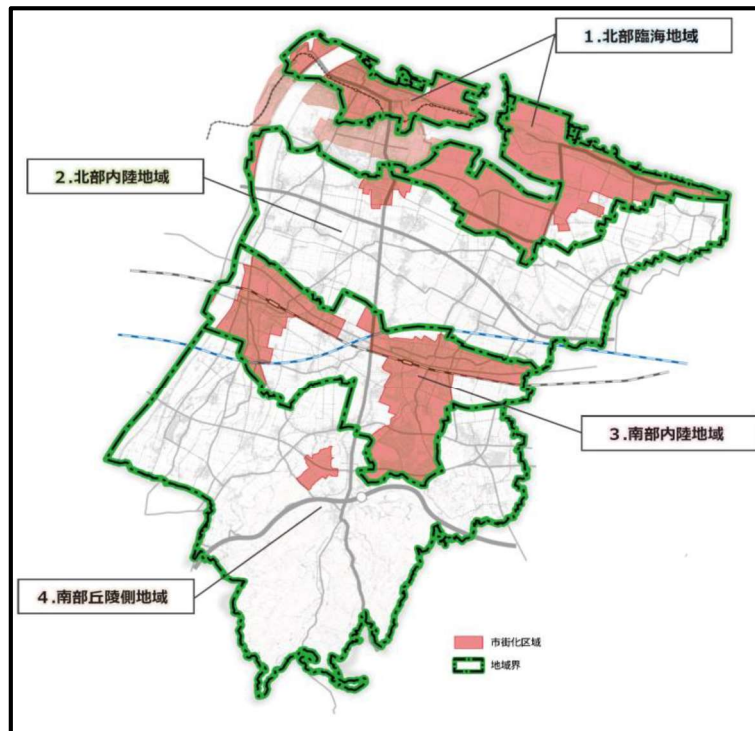
第3次射水市総合計画策定（令和4年12月）

射水市都市計画マスタープラン改定（令和2年6月）

射水市住生活基本計画策定（令和3年3月）

3 主な改定点

- (1) 令和3年度空き家等実態調査結果を踏まえた見直し
- (2) 射水市都市計画マスタープランで新たに設定された地域区分への見直し



(3) これまでの実績を踏まえた目標値の上方修正

① 予防・適正管理対策	目標		実績							
	現	新	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総合相談窓口利用件数 (件/年)	100	250	53	79	119	103	107	203	142	202

② 活用、流通対策	目標		実績							
	現	新	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き家情報バンク登録件数 (件/年)	30	70	7	16	18	39	36	34	58	50
空き家情報バンク成約件数 (件/年)	10	70	8	8	17	23	29	23	34	43

4 改定内容

別紙 資料 2-2 のとおり

射水市空家等対策計画

平成29年3月
(令和5年3月一部改定)

射水市

目 次

1	計画策定の目的等	1
1-1	背景と目的	1
1-2	位置づけ	1
1-3	一部改定	1
2	現状と問題点・課題	2
2-1	空き家を取り巻く環境	2
2-2	射水市空き家等実態調査の概要	7
2-3	空き家の現状・課題のまとめ	15
3	空家等対策の基本方針	16
3-1	対象とする地区（国指針1）	16
3-2	対策の対象とする空家等（国指針1）	17
3-3	計画期間（国指針2）	17
3-4	基本方針（国指針1）	18
3-5	対象建築物等の把握の方針（国指針3）	19
4	空家等に関する対策	20
4-1	予防・適正管理対策（国指針4）	21
4-2	活用・流通対策（国指針5）	23
4-3	管理不全対策（国指針6）	26
4-4	実施体制	30
	（1）市民等からの相談への対応体制（国指針7）	
	（2）空家等対策を推進する実施体制（国指針8）	
5	その他の取組み等（国指針9）	33
5-1	取組みに向けたロードマップ	33
5-2	対策計画の定期的な見直し	33
5-3	目標設定に基づく計画的な取組みの推進	33

1 計画策定の目的等

1-1 背景と目的

本市では、平成18年の住生活基本法の制定に基づき、平成22年度に「射水市住まい・まちづくり計画」を策定しており、その中で空き家の実態を把握するため「空き家実態調査」の推進を位置づけている。それを受け、平成23年度～平成24年度に「射水市空き家実態調査」を実施し、本市における空き家戸数、老朽度や危険度、所有者の意向等について把握した。

その後、国においては、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていること、そして全国の約400自治体で独自の空き家条例が制定されていること等を背景として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を公布した。同法は、平成27年5月に全面施行され、これによって空き家等に関する対策を適切に講ずるように努めることが、市町村の責務として位置付けられた。

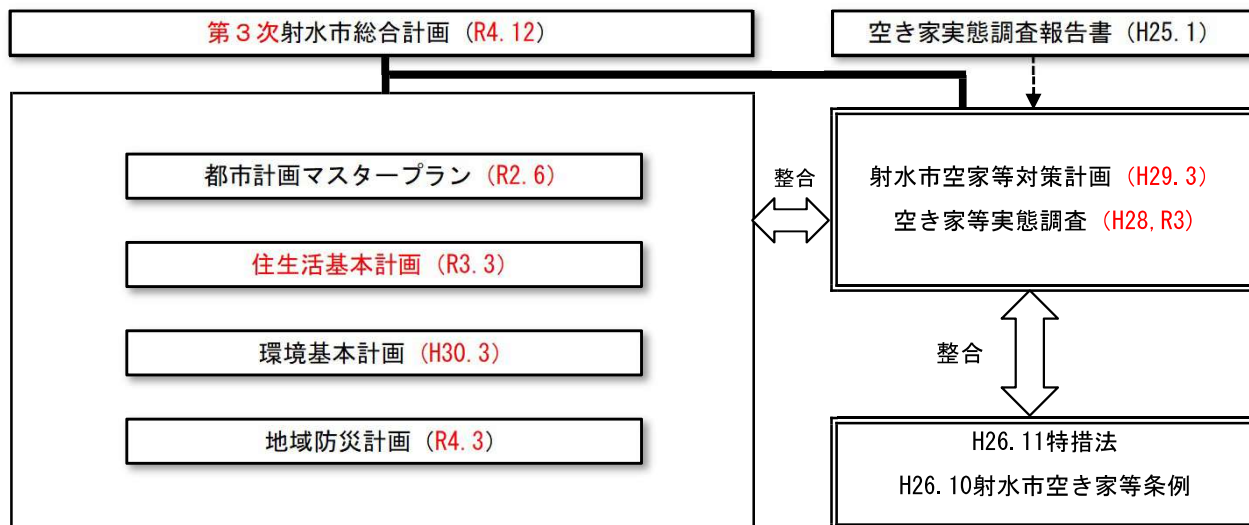
このような状況を踏まえ、本市においては、市民が安全・安心して暮らせる住みよい住環境を実現するため、現状における空き家等の実態を調査、整理すると共に、今後の空き家等の活用策や老朽空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。

1-2 位置づけ

本計画は、「射水市空き家等対策協議会」における意見を基に、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づく空家等対策計画であり、本市の上位計画である総合計画や**住生活基本計画**を始めとする各種計画との整合性を図りつつ、現状や課題等を踏まえ、今後の空き家等に関する対策の方針や実施体制等を定めるものである。

1-3 一部改定

計画期間中に、本計画に関連する各計画が策定（改定）されたこと、令和3年度に射水市空き家等実態調査を実施し本市における空き家の現状を把握したこと等をふまえて本計画を一部改定する。



2 現状と問題点・課題

2-1 空き家を取り巻く環境

(1) 人口・世帯数

本市の過去25年間の推移を見ると、人口は平成17年まで増加傾向を示していたが、その後は減少傾向を示している。

また世帯数については、コンスタントに増加傾向を示している。

一方、一世帯当り人員では、富山県平均を上回るものの減少傾向を示しており、世帯の小規模化の進行をうかがわせる結果となっている。

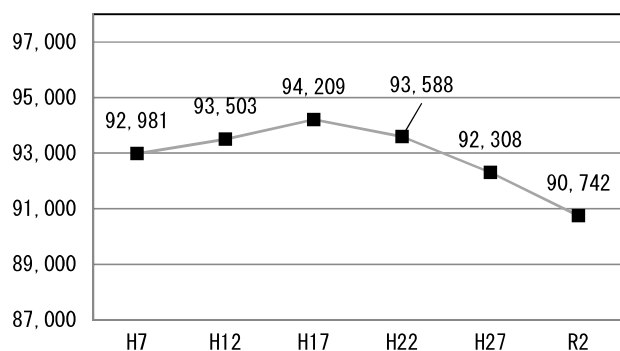
【人口・世帯数の推移】

単位：人、世帯

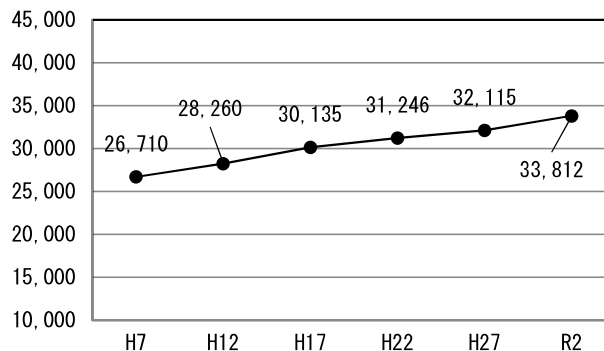
	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
人口	92,981	93,503	94,209	93,588	92,308	90,742
総世帯数	26,710	28,260	30,135	31,246	32,115	33,812
一世帯当り人員	3.48	3.31	3.13	3.00	2.87	2.68
参考：同上（富山県）	3.33	3.09	2.99	2.85	2.72	2.56

各年国勢調査

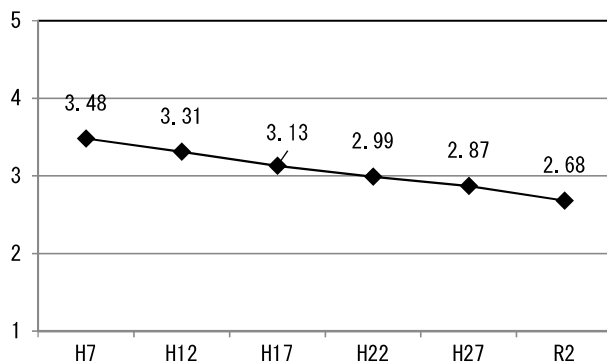
【人口】



【世帯数】



【一世帯当り人員】



(2) 地域別人口・世帯数の推移

過去15年間の地域別人口の推移について、射水市都市計画マスタープラン(R2.6 策定)において設定した4つの地域区分ごとに傾向をみると、南部内陸地域では増加傾向が見られ、北部臨海地域では減少傾向となっている。また、北部内陸地域、南部丘陵側地域は横ばいとなっている。

世帯数については、南部内陸地域では増加傾向がみられ、その他の地域では横ばいとなっている。

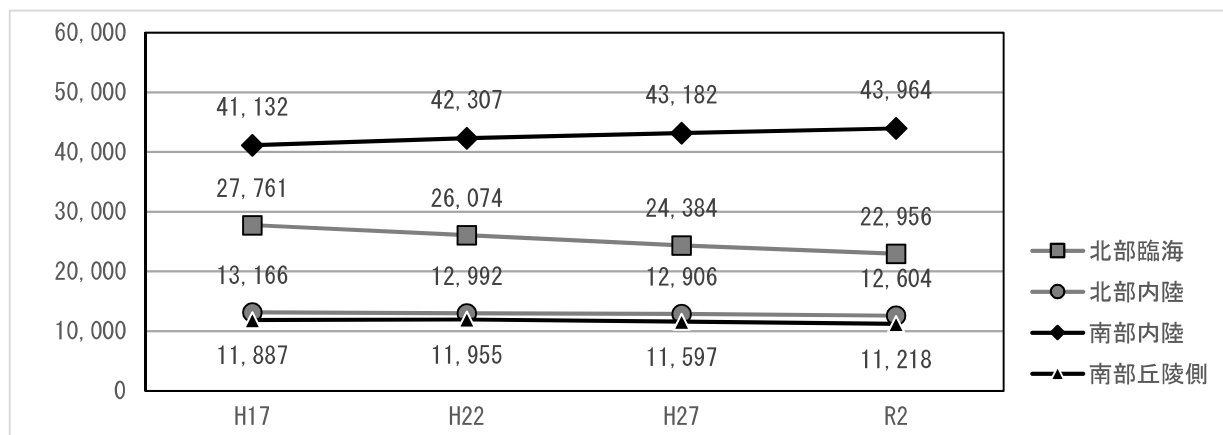
【地域別人口・世帯数の推移】

単位：人、世帯

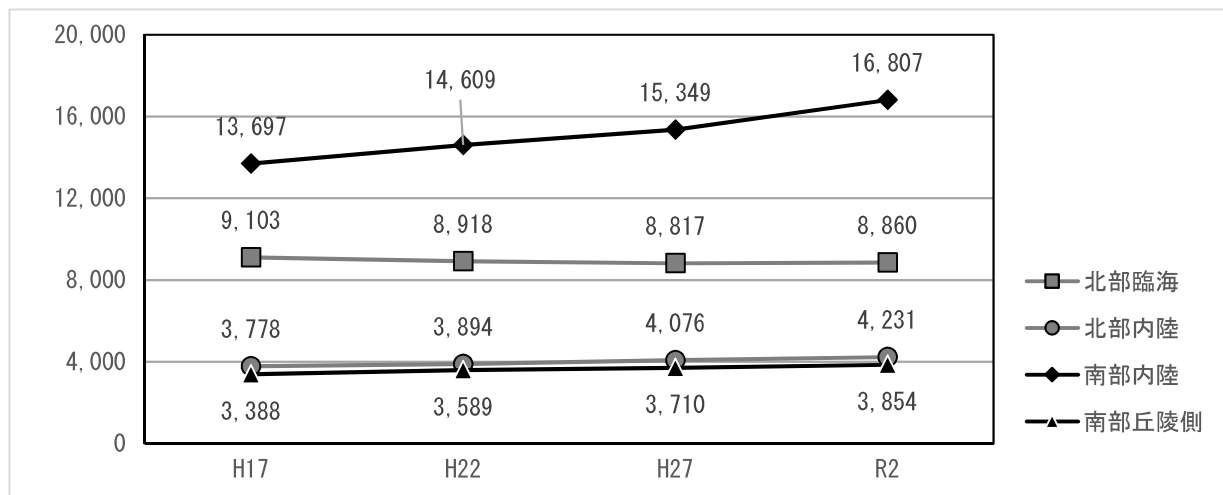
	H17年		H22年		H27年		R2年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
北部臨海	27,761	9,103	26,074	8,918	24,384	8,817	22,956	8,860
北部内陸	13,166	3,778	12,992	3,894	12,906	4,076	12,604	4,231
南部内陸	41,132	13,697	42,307	14,609	43,182	15,349	43,964	16,807
南部丘陵側	11,887	3,388	11,955	3,589	11,597	3,710	11,218	3,854

射水市都市計画マスタープラン

【地域別人口】



【地域別世帯】



(3) 年齢階層別人口

年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、令和2年ではそれぞれ12.4%、56.4%となっている。また、高齢人口は増加傾向にあり、令和2年では30.6%となっている。

一方、地域別構成比をみると、年少人口、生産年齢人口は、南部内陸地域が最も高く、それぞれ13.9%、57.8%となっている。そして高齢年齢では、北部臨海地域が34.7%と最も高くなっている。

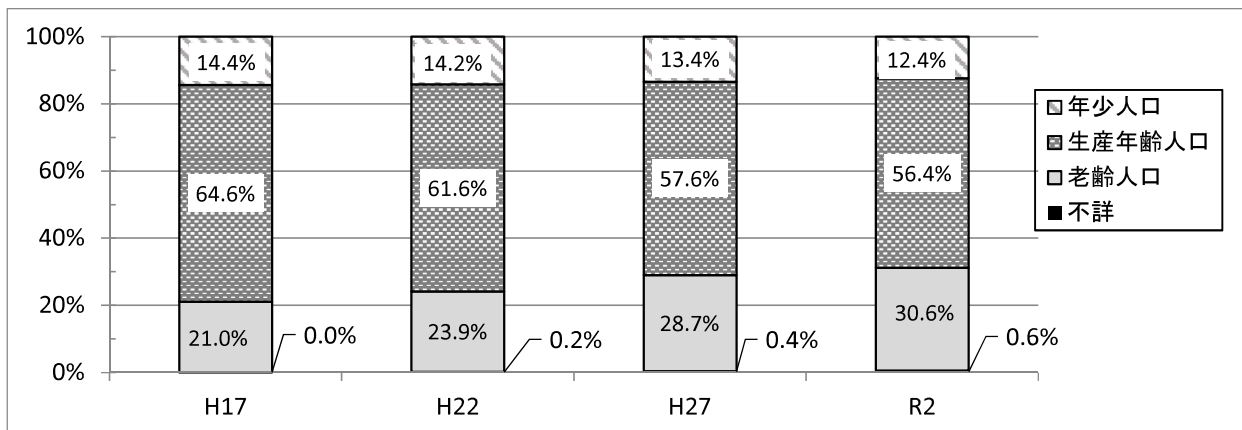
【3区分人口の推移】

単位：人、%

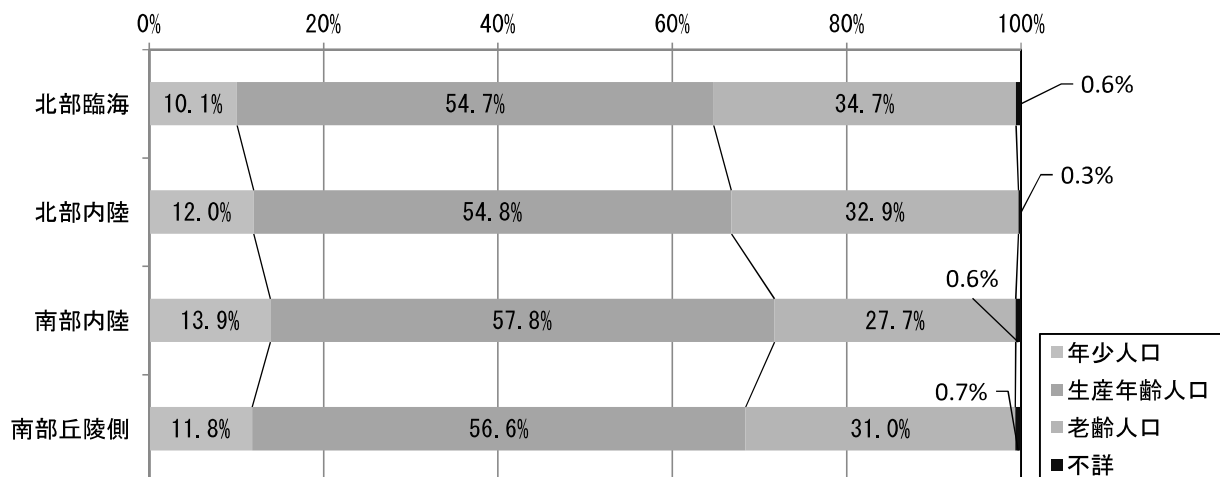
	H17年		H22年		H27年		R2年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
年少人口 (～14)	13,537	14.4%	13,315	14.2%	12,368	13.4%	11,269	12.4%
生産年齢人口 (15～64)	60,847	64.6%	57,654	61.6%	53,154	57.6%	51,219	56.4%
高齢人口 (65～)	19,803	21.0%	22,399	23.9%	26,457	28.7%	27,743	30.6%
不詳	22	0.0%	220	0.2%	329	0.4%	511	0.6%
計	94,209	100.0%	93,588	100.0%	92,308	100.0%	90,742	100.0%

各年国勢調査

【3区分人口構成比の推移】



【地区別年齢3区分人口の構成比】 R2年国勢調査、射水市都市計画マスタープラン



(4) 高齢化の状況

本市の高齢化率は増加傾向にあり、令和2年には30.6%となっている。

高齢者のいる世帯は、令和2年には50.7%であり総世帯数の半数超となっている。

また、高齢単身、高齢夫婦世帯共に増加傾向にあり、令和2年には高齢単身世帯数は、3,424世帯となっている。

令和2年の高齢者数を地域別にみると、高齢化率が最も高いのは北部臨海地域で34.9%となっており、最も低いのは、南部内陸地域で27.7%となっている。

【高齢者人口の推移】

単位：人

	H17年	H22年	H27年	R2年
高齢者人口	19,803	22,399	26,457	27,743
前期高齢者※	10,363	11,364	14,262	13,900
後期高齢者※	9,440	11,035	12,195	13,843
総人口	94,209	93,588	92,308	90,742
高齢化率	21.0%	23.9%	28.7%	30.6%
後期高齢化率	10.0%	11.8%	13.2%	15.3%

※前期高齢者65～74才、後期高齢者：75才以上

各年国勢調査

【高齢者のいる世帯数の推移】

単位：世帯、%

	H17年		H22年		H27年		R2年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯数	30,135	100.0%	31,246	100.0%	32,115	100.0%	33,812	100.0%
高齢者のいる世帯	12,761	42.3%	14,538	46.5%	16,523	51.4%	17,135	50.7%
単身世帯	1,665	5.5%	2,085	6.7%	2,836	8.8%	3,424	10.1%
夫婦世帯※	2,533	8.4%	3,210	10.3%	4,121	12.8%	4,352	12.9%

※夫婦世帯：夫又は妻が65才以上

各年国勢調査

【地域別高齢化率】

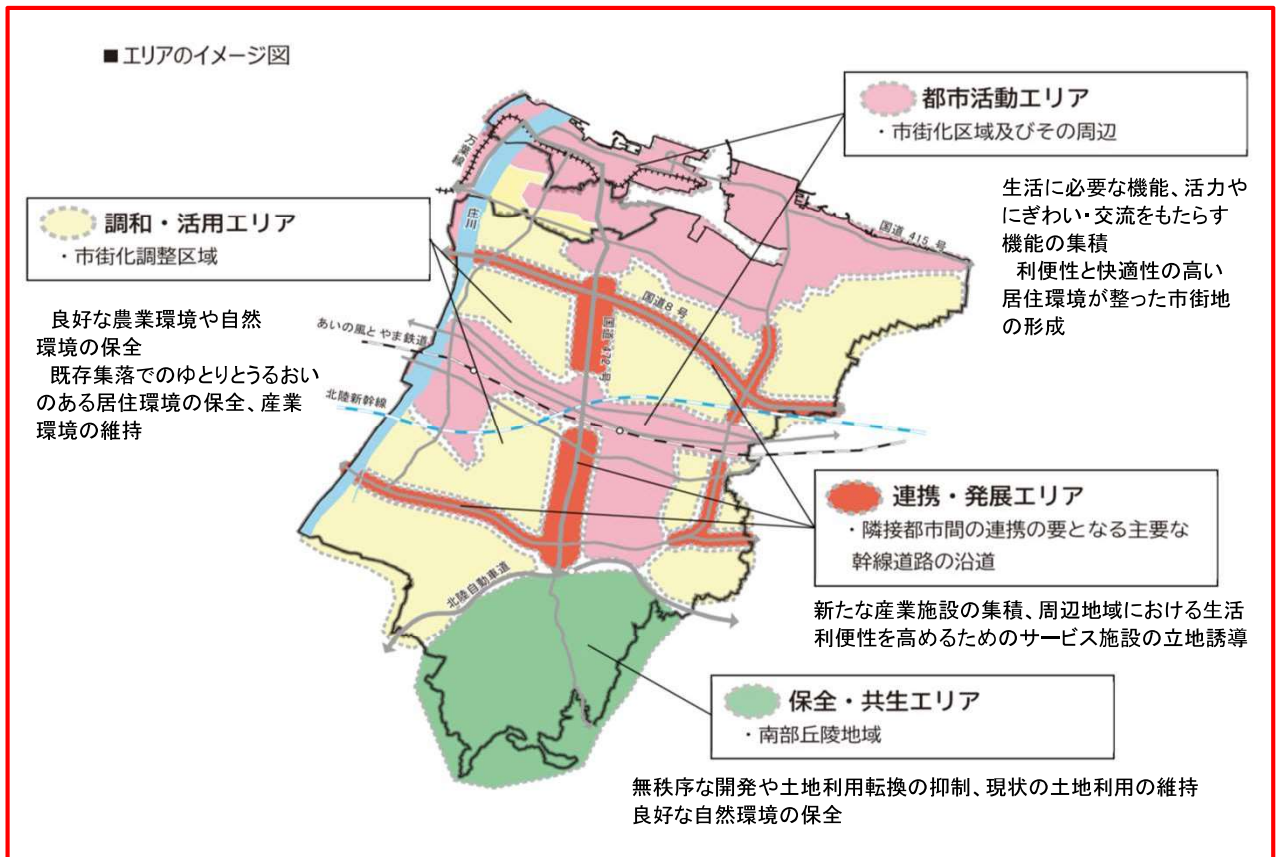
単位：人、%

地域名	高齢者人口	人口	高齢化率
北部臨海	7,960	22,956	34.7%
北部内陸	4,150	12,604	32.9%
南部内陸	12,161	43,964	27.7%
南部丘陵側	3,472	11,218	31.0%
計	27,743	90,742	30.6%

R2年国勢調査

(5) 土地利用の方向

射水市都市計画マスタープランでは、既成市街地が分散立地し、周囲に豊かな農業・自然環境が広がる立地特性を踏まえ、基本的な立地利用「エリア」を設定し自然と調和するまとまりある都市を形成するため、都市機能の効果的な発揮を促進する都市構造の構築を目指すこととしている。



都市計画マスタープラン (R2.6)

また、射水市都市計画マスタープランでは、空き家が増加している既成市街地における土地利用について、次のとおり方針が示されている。

戸建て住宅が中心の住宅地や既存集落においては、地区の特性に応じた良好な住環境の確保に努めます。

既成市街地の中心部等で増加している空き家・空き地・空きスペース等の低・未利用物件の有効活用を促進するため、土地の交換・集約及び区画再編、街区での一体的な整備及び生活利便施設等へのリノベーション、地域での公的活用の可能性など、活用策や整備手法等について検討・研究を進めながら、市街地への集約に努めます。(抜粋)

2-2 射水市空き家等実態調査結果の概要

(1) 調査時期及び調査内容

平成23～24年度： 空き家数調査(23年度)、現地調査、所有者意向調査(24年度)

平成28年度： 空き家数調査、現地調査

令和3年度： 空き家数調査、現地調査、所有者意向調査

(2) 調査対象

平成23～24年度： 「住宅」（集合住宅を除く）

平成28年度： 「住宅」（集合住宅を除く）、住宅以外の空家（著しく損傷しているもの）。

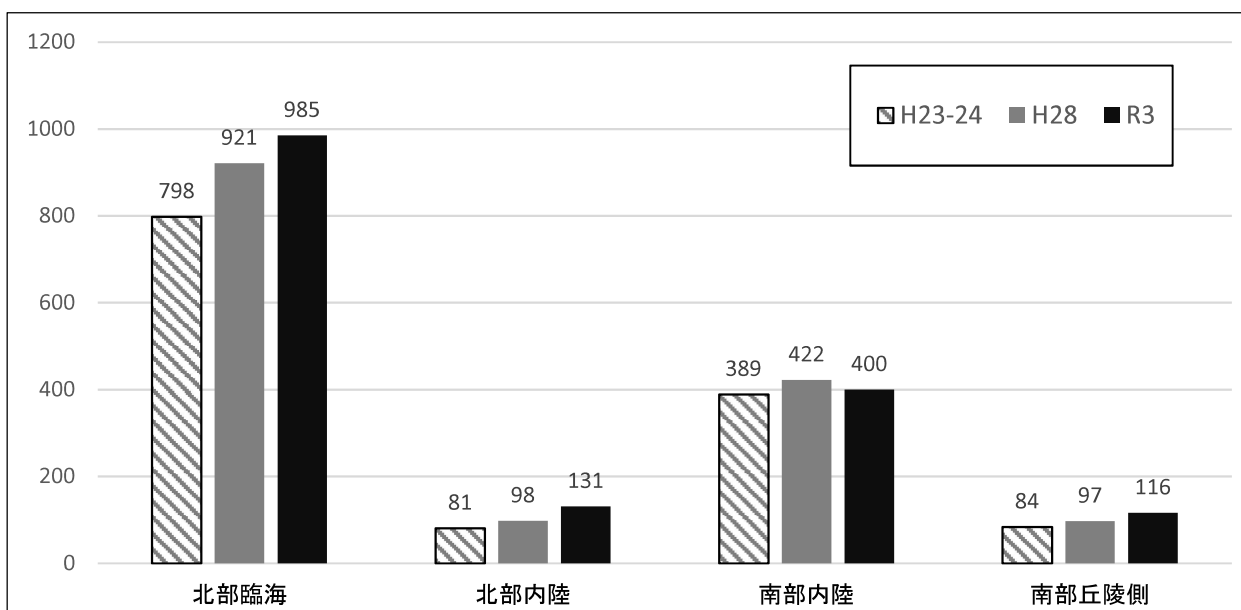
令和3年度： 「住宅」（集合住宅を除く）、住宅以外の空家（著しく損傷しているもの）。

(3) 調査結果の概要について

① 地域別空き家数、空き家率

単位：戸

年度	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	空き家率	
平成23年度	798	81	389	84	1,352	4.6%	
平成28年度	921	98	422	97	1,538	5.3%	
令和3年度	985	131	400	116	1,632	5.4%	
増加	23 → 28	123	17	33	13	186	
戸数	28 → 3	64	33	▲22	19	94	



②損傷度

ア 平成23～24年度調査

(ア) 自治会による外観目視調査

単位：戸

	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
そのまま使用可	246	27	158	38	469	34.7%
若干修繕要	229	23	101	18	371	27.4%
かなり修繕要	215	19	86	17	337	24.9%
腐朽して危険	84	7	17	11	119	8.8%
不明	24	5	27	0	56	4.1%
	798	81	389	84	1,352	100.0%

(イ) 建築専門家による損傷度調査

アンケート調査で「賃貸または売却希望」等の活用希望物件に対し、評価外観目視による損傷度を判定。対象数は129戸。

総合判定	そのまま使用可能	若干修繕要	かなり修必要	腐朽して危険
割合	21.7%	44.2%	26.3%	7.8%

イ 平成28年度調査

国及び県のガイドラインに基づき、専門家による現地調査を実施（凡例次頁参照）

単位：戸

	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
I：倒壊の危険性なし	746	74	344	79	1,243	80.8%
II：倒壊につながる恐れあり	139	17	67	15	238	15.5%
III：倒壊の危険性あり	34	6	9	3	52	3.4%
IV：危険性が極めて高い	2	1	2	0	5	0.3%
	921	98	422	97	1,538	100.0%

ウ 令和3年度調査

国及び県のガイドラインに基づき、専門家による現地調査を実施

単位：戸

	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
I：倒壊の危険性なし	861	99	372	101	1,433	87.8%
II：倒壊につながる恐れあり	100	27	23	8	158	9.7%
III：倒壊の危険性あり	17	3	5	6	31	1.9%
IV：危険性が極めて高い	7	2	0	1	10	0.6%
	985	131	400	116	1,632	100.0%

凡例

I : そのまま放置しても倒壊の危険性はない。→ (指導) 当面は指導の必要なし



目立った損傷なし



目立った損傷なし

II : そのまま放置すると長期的間に腐朽が進み、倒壊につながる恐れがある。

→ (指導) 修繕を指導



外壁の剥離



瓦の破損

III : そのまま放置すると腐朽がすすみ、比較的短期間のうちに倒壊する危険性がある。

→ (指導) 早期改善を指導



外壁の穴



柱・土台の腐朽

IV : 建物が倒壊する危険性が極めて高い。→ (指導) 除却に向けた早急な対応を指導



屋根の崩壊



建物の傾斜

③ 駐車スペースの状況

平成23～24年度調査	空き家数	割合	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側
車庫あり	240	17.8%	11.0%	22.2%	29.8%	21.4%
駐車スペースあり	268	19.8%	9.9%	43.2%	31.6%	36.9%
両方あり	42	3.1%	1.4%	9.9%	3.9%	9.5%
なし	708	52.4%	69.9%	13.6%	29.8%	27.4%
不明	94	7.0%	7.8%	11.1%	4.9%	4.8%
計	1,352	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

④ 落下物等に関する調査（部位ごとの落下・飛散の恐れがあるもの）

単位：戸

平成28年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
屋根材	89	17	30	14	150	9.8%
外壁材	123	10	25	4	162	10.5%
窓枠・窓ガラス	38	8	8	5	59	3.8%

※割合は空き家総戸数1,538戸に対する数値

単位：戸

令和3年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
屋根材	133	29	13	7	182	11.2%
外壁材	114	18	16	7	155	9.5%
窓枠・窓ガラス	61	14	3	8	86	5.3%

※割合は空き家総戸数1,632戸に対する数値

⑤ 生活環境や防犯に関する調査（問題があると認められるもの）

単位：戸

平成28年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
庭木・雑草	156	32	92	23	303	19.7%
ゴミ・廃材等	68	16	33	7	124	8.1%
窓・建具等開口部	48	6	9	4	67	4.4%

※割合は空き家総戸数1,538戸に対する数値

単位：戸

令和3年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
庭木・雑草	163	34	72	14	283	17.3%
ゴミ・廃材等	120	20	36	9	185	11.3%
窓・建具等開口部	51	8	5	6	70	4.3%

※割合は空き家総戸数1,632戸に対する数値

⑥ 管理不全状態の空き家に関する補足調査

国土交通省作成の「特定空家等に対する措置」に関するガイドラインに基づき、空家の状態を評価した。

単位：戸

平成28年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合(※)
イ：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある	74	7	20	3	104	6.8%
ロ：そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある	7	1	2	2	12	0.8%
ハ：適切な管理が行われていないことにより著しく景観をそこなっている	58	6	36	3	103	6.7%
ニ：その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である	36	7	18	3	64	4.2%
イ～ニの一つ以上該当	117	12	52	5	186	12.1%
地域別割合	62.9%	6.5%	28.0%	2.7%	100.0%	

※割合は空き家総戸数1,538戸に対する数値

単位：戸

令和3年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合(※)
イ：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある	44	8	17	7	76	4.7%
ロ：そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある	17	3	2	5	27	1.7%
ハ：適切な管理が行われていないことにより著しく景観をそこなっている	73	15	22	6	116	7.1%
ニ：その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である	44	14	6	5	69	4.2%
イ～ニの一つ以上該当	98	23	33	9	163	10.0%
地域別割合	60.1%	14.1%	20.2%	5.5%	100.0%	

※割合は空き家総戸数1,632戸に対する数値

⑦ 住宅用途以外の空き家の状況

ア 用途別の状況

単位：戸

平成28年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	
空き家数	10	9	2	1	22	
内訳	工場	1	5	0	0	6
	倉庫	6	3	1	0	10
	事務所	2	0	0	0	2
	銭湯	1	0	0	0	1
	店舗	0	1	0	0	1
	寺院	0	0	0	1	1
	ホテル	0	0	1	0	1
割合	45.5%	40.9%	9.1%	4.5%	100.0%	

単位：戸

令和3年度調査		北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計
空き家数		23	6	10	8	47
内訳	工場	0	1	1	1	3
	倉庫	10	3	6	4	23
	事務所	1	0	0	1	2
	店舗	4	2	2	0	8
	寺院	0	0	1	1	2
	車庫	6	0	0	1	7
	その他	1	0	0	0	1
不明	1	0	0	0	1	
割合		48.9%	12.8%	21.3%	17.0%	100.0%

イ 損傷度別の状況

単位：戸

平成28年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
I：倒壊の危険性なし	4	3	0	0	7	31.8%
II：倒壊につながる恐れあり	2	1	2	1	6	27.3%
III：倒壊の危険性あり	2	1	0	0	3	13.6%
IV：危険性が極めて高い	2	4	0	0	6	27.3%
計	10	9	2	1	22	100.0%

単位：戸

令和3年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
I：倒壊の危険性なし	16	2	8	6	32	68.1%
II：倒壊につながる恐れあり	5	0	1	1	7	14.9%
III：倒壊の危険性あり	1	3	1	1	6	12.8%
IV：危険性が極めて高い	1	1	0	0	2	4.3%
計	23	6	10	8	47	100.0%

ウ 管理不全状態の空き家に関する補足調査

単位：戸

平成28年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
イ：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある	2	4	0	0	6	27.3%
ロ：そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある	2	5	1	0	8	36.4%
ハ：適切な管理が行われていないことにより著しく景観をそこなっている	3	5	1	0	9	40.9%
ニ：その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である	3	5	0	0	8	36.4%

単位：戸

令和3年度調査	北部臨海	北部内陸	南部内陸	南部丘陵側	計	割合
イ：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある	3	4	1	1	9	19.1%
ロ：そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある	4	1	1	1	7	14.9%
ハ：適切な管理が行われていないことにより著しく景観をそこなっている	5	4	1	1	11	23.4%
ニ：その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である	5	4	1	1	11	23.4%

⑧ 所有者意向調査（アンケート）

平成23～24年度調査

調査対象件数	740件
回答件数	508件（回答率 68.6%）

アンケート結果の概要

建築年度	○新耐震基準制定（昭和56年）前の空き家が多く、全体の88.1%とほぼ9割。
空き家で過ごす期間	○「月1～2回程度」が最も多く、全体の31.0%。 ○全体の2/3（67.6%）が何らかの目的で過ごしているが、残り1/3がその他無回答等で不明。
空き家になった時期	○「6～9年」が18.3%、「10年以上」が30.3%で、半数近くが6年以上の長期空き家となっている。
空き家になった経緯	○「他所で住宅を新築・購入」が一番多く、全体の35.4%。ついで「死去」28.7%で、この二つで全体の64.1%を占める。 ○残りは、病院等の施設への入居や他親族宅への転居が続く。
空き家管理者	○全体の8割は所有者自身。残りは親戚縁者等。
維持・管理の度合い	○「週一回」から「年一回」まで多岐にわたっている。 ○「ほとんどしていない」は全体の11.2%と約1割。また、「無回答」が12.8%。
活用方向等の意向	○「売却したい、してもよい」が22.4%、「賃貸したい、してもよい」が3.7%で、このような“活用型”全体の26.1%（133件）である。 ○その他「更地にしたい」が10.8%、「いずれ自分や家族が住む」が10.0%等。 ○この他「予定はない」19.1%、無回答17.1%とはっきりしないものも多い。 ○市への売却要望を含め、処分に関する自由意見が多い。 ○解体したいが費用が捻出できない、税があがるのでは、といった解体に関する自由意見が多い。 ○全体の約4割が、売却や賃貸、公的機関への寄付等、何らかの利活用をしたいと回答。
維持・管理で困っていること	○「手間が大変」47.1%が一番多い。ついで「現住所から遠い」が34.9%。

令和3年度調査

調査対象件数	783件
回答件数	390件 (回答率 49.8%)

アンケート結果の概要

ア. 現在の空き家の状態	売却用	物置・倉庫	時々過ごす
	24.9%	24.4%	20.8%
イ. 今後の空き家の管理・活用	売却したいしてもよい	解体撤去して更地としたい	予定はない
	40.8%	11.8%	15.6%
ウ. 空き家の管理・活用で困っていること	売却したいが適当な相手が見つからない	利用予定はなくどうしたらよいかわからない	解体したいが解体費の支出が困難
	41.5%	28.2%	27.4%
エ. 空き家バンク登録制度	知っている	知らない	
	39.2%	56.7%	
オ. 空き家バンクへの登録	今後登録したい	条件によっては登録したい	登録したくない
	18.2%	20.3%	14.4%
カ. 空き家に関する条例・制度	知っている	ある程度知っている	知らない
	28.7%	4.4%	59.5%
キ. 空き家に関する市への要望	解体・除却に対する補助	修繕・改修に対する補助	売却・賃貸相手の情報
	29.5%	19.0%	25.1%

自由意見 (困っていること・要望等)

<ul style="list-style-type: none"> ・建物が古く、賃貸に適さないため、今後の活用、管理、処分に困っている。 ・後継者がいなく、維持管理に困っている。 ・売却したいが、所有者が施設に入居しており、手続きが難しくそのままの状態となっている。 ・土地の相場価格より解体費用の方が上回ることや、処分に関して相続権者の同意も得られないので売却を諦めている。 ・公図がバラバラ状態で、土地や家が売却しにくい。 ・土地の境界が不明なので、測量が必要。 ・近隣住民は高齢者が多く、今後空き家がますます増えることが心配。 ・隣家や周辺も空き家なので、まとめて解体できれば良いと思う。 ・市に無償譲渡、寄付又は売却したい。 ・建物を除却したら固定資産税が上がるので、解体をためらっている。 ・空き家だけでなく、田畑等も含めた支援制度を望む。 ・空き家の売却や賃貸、リフォームに対する援助が欲しい。

2-3 空き家の現状・課題のまとめ

□予防・適正管理の促進

- 人口減少と少子高齢化の急速な進展、高齢者独居世帯の増加傾向等から、今後も空き家が増加する見込みであり、今後このままのペースで増加した場合、令和8年度には1800戸近くになることが予想される。特に、空き家の多い北部臨海地域は高齢化率についても高い水準にあることから、今後さらに空き家が増加することが危惧される。
- 所有者へのアンケート調査では、今後の空き家の管理・活用について、空き家を「売却したい・してもよい」「解体して更地にしたい」との回答が多くあった一方、空き家の管理・活用で困っていることについて、「売却したいが適当な相手がみつからない」「利用予定はなくどうしたらよいかわからない」「解体したいが解体費の支出が困難」といった回答が多く見られ、空き家が管理不十分のまま放置されることのないよう誘導していくことが重要である。
- アンケート調査では、また、今後の管理に関する不安や不動産の権利関係について知りたい、解体すると税があがるのでは、といった自由意見が寄せられている。このため、空き家に関する様々な情報の提供や相談窓口の充実が望まれる。

□空き家のリフォーム支援等、利活用の促進

- 空き家所有者の40%超が空き家の売却や利活用を望んでいることが推測され、今後、利用可能な優良な空き家に関しては、ニーズに基づき耐震改修を含むリフォーム支援が重要である。
- 空き家所有者は、売却あるいは賃貸の、不動産として活用意向が全体的に強く、民間市場との連携による利活用の促進が望まれる。
- 解体除却意向も多く、解体に対する助成策や建替え促進に対する支援策も望まれる。

□老朽危険空き家等の管理不全状態の除去

- 住宅で、新耐震基準制定（S56年）以前のものが全体の約33%ある（H30住宅・土地統計調査）。
- 空き家に限ってみると、その割合は約88%と全体のほぼ9割を占めており、今後利活用が進んだとしても管理不全による老朽危険空き家等の増加が懸念される。
- 現地調査において、将来的に倒壊につながる恐れがあると判断された空き家は約200戸あった。
- こうした管理不全状態の除去に対する取り組みが、今後ますます重要になってくる。

□立地特性を踏まえた総合的なまちづくり施策との連携による対策推進

- 北部臨海地域を中心に駐車スペースのない敷地、町屋形式の密集市街地で狭隘な道路に面するところに空き家が多く、他所に建替え住宅を求める傾向がある等、地域ごとに空き家の特性が異なる。
空き家の解消、利活用促進のためには、所有者の意向だけではなく、こうした立地特性等を踏まえた総合的なまちづくり施策として地域の民間事業者や自治会・町内会の活動と連携して取り組むことが重要である。

3 空家等対策の基本方針

空家等対策において、対象とする地区、対象建築物等の範囲、計画期間、対策に関する基本方針、対象建築物等を把握するための方針を以下に定める。

本項より、特措法（※）第6条に位置付けられた「空家等対策計画」の内容を記載するので、これまで「空き家」と表記していたものを、以下すべて「空家」と表記する。

また、以下、「空家等」「特定空家等」とは、特措法第2条第1項に定義されたものをいう。

※空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

□用語の定義（特措法第2条）

- 「空家等」：建築物（※住宅及び住宅以外の用途も含む）又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態（※）であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう。（※常態の判断基準：概ね年間を通して使用実績がないこと。）
- 「特定空家等」：空家等のうち、下記の状態にあると認められるもの。
 - （イ）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - （ロ）著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - （ハ）適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - （ニ）周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

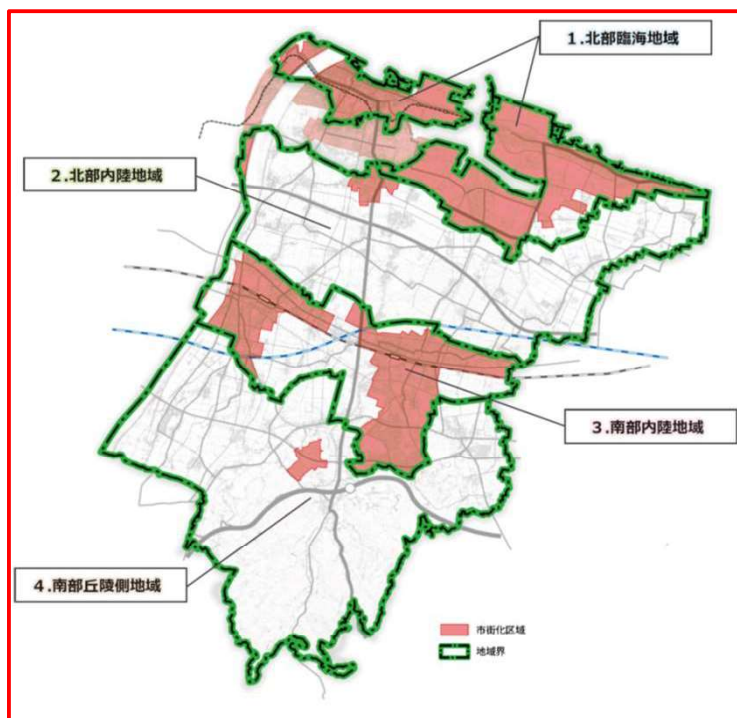
3-1 対象とする地域

【国指針1：対象地区】

本市における空家等は、市内全域に点在しており、平成30年の住宅・土地統計調査によれば空家率は11.43%で、全国平均13.60%よりやや低い状況である。

また、将来的には人口・世帯の減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、今後も空家等の発生が増加していくものと考えられる。したがって、その発生の予防や活用等の対策を全市的に取り組んでいく必要があるため、本計画の対象とする地区を、市内全域とする。

□対象地区図（本市の全域）



3-2 対策の対象とする空家等

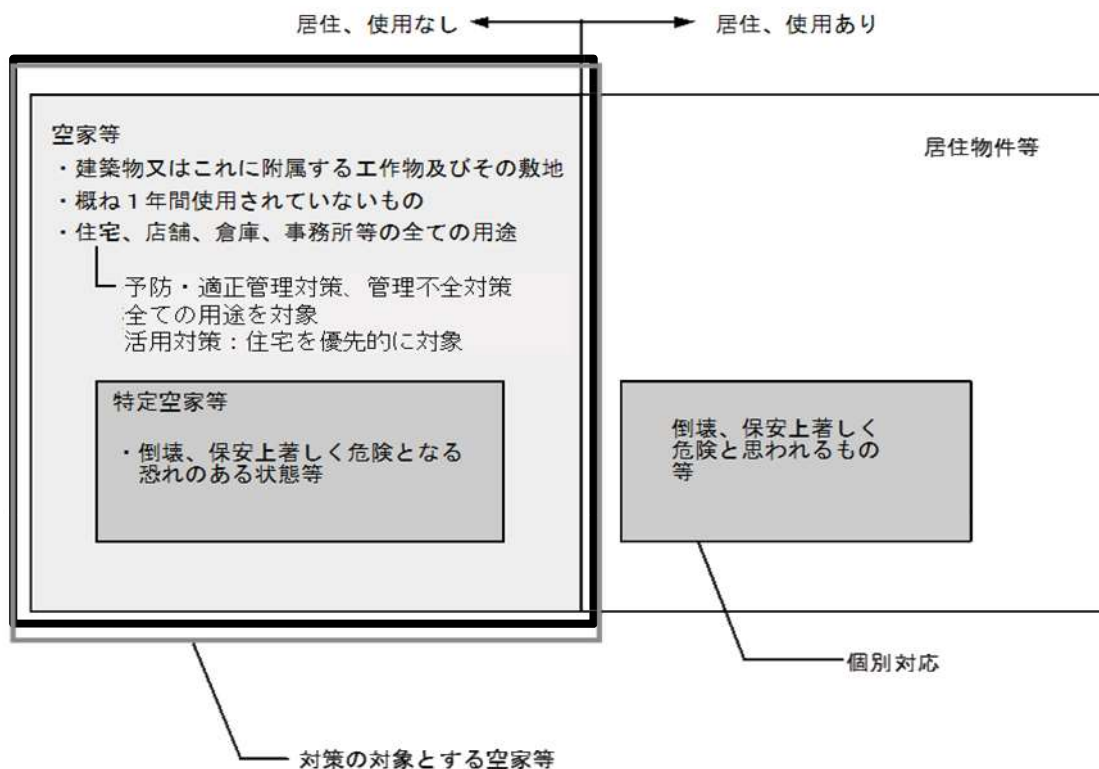
【国指針1：対象とする空家等の種類】

空家等の発生の予防や適切な管理及び特定空家等への措置については、全ての空家（住宅、店舗、事務所等）を対象とする。

空家等の活用の対象については、地域住民等からの通報が多く、地域の生活環境の保全及び安全上等の影響の多い住宅（賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘等の二次的住宅を除く）及びこれに付属する建築物若しくは工作物及び敷地を優先的にその対象とする。

他方、現に居住または使用している居住物件等で、地域住民からの通報等により特定空家等と同様の状態にあると思われるものについては、個別に対応するものとする。

□本対策計画の対象とする空家等の概念図



3-3 計画期間

【国指針2：計画期間】

本計画の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とする。

3-4 基本方針

【国指針1：空家等に関する基本的な方針】

(1) 目標

空家等が増加することにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、さらには、地域コミュニティの低下や地域の活力の低下を招く恐れがある。

こうした認識のもと、本計画の目標を「市民が安全・安心して暮らせる良好な生活環境づくり」とし、総合的な対策を推進するものとする。

(2) 基本方針

空家等の管理については、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が自らの責任により適切に管理することが前提となる。このため、具体的な管理方法などについて広く情報提供等の支援活動をしつつ、問題が顕在化する前の「予防対策」に重点をおいた対策とする。

また、空家等の活用に関しては、他のまちづくり施策や地域の民間事業者、自治会・町内会の活動と連携した取組みを推進する。

著しい管理不全状態に陥っている場合には、必要な措置を迅速かつ的確に行う等、総合的な対応を推進する。以上のことを踏まえ、下記に対策の方針を設定する。

【方針1】 予防・適正管理対策

空家等の適切な管理及び良好な生活環境の維持保全について周知、啓発を行い、管理不全状態に陥らないよう予防する。

また、空家等の実態把握に努めるとともに、市民に対しては、空家等に関する管理方法や関連法令等の情報を様々な機会を通じて提供し、適切な管理を促進する。

【方針2】 活用・流通対策

空家等の所有者等で、有効活用を望む者に対しては、市場流通、リフォーム、用途転用等の支援を行う。また、ニーズに基づき、除却や建替え、修繕等への支援を行う。

空家等や除却後の跡地を、まちづくりやコミュニティ活動を進めるうえでの資源と捉え、地域との連携による活用を支援、促進する。

【方針3】 管理不全対策

管理不全状態に陥っている空家等に対しては、管理状態の程度に応じて更なる悪化を引き起こさないよう対策を講じる。

周辺への影響が大きい特定空家等と認められる空家等については、所有者等の責務を明確にししながら、特措法や市の定める基準に基づき所有者等に対し指導等の必要な措置を行い、除却、建替え等を誘導する。

特定空家等による危険等を緊急に回避する必要がある時は、適切な措置を講じる。

3-5 対象建築物等の把握の方針

【国指針3：空家等の調査に関する事項】

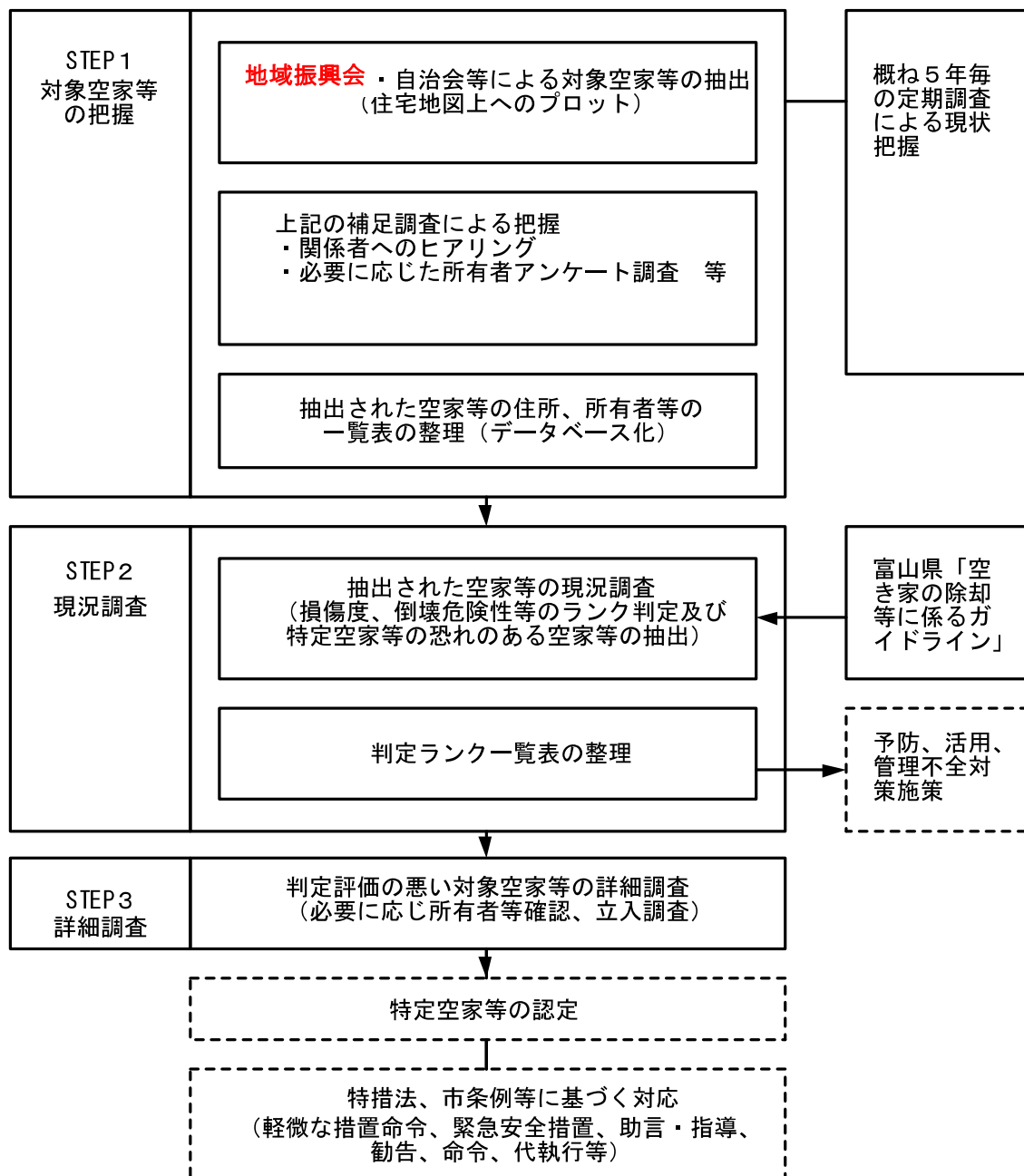
空家等の概況については、住宅・土地統計調査の結果や各種不動産情報等により把握する。

また、空家情報についてはデータベースの構築・整理を行い、日頃から市内の地域振興会及び自治会（町内会）に加え、民生委員、民間事業者等と連携し、空家等に関する正確な情報の把握に努めるものとする。

特定空家等の恐れのある空家等については、基準を設けて個別に調査を行い対象を把握する。

実態調査は住宅を主な対象とするが、その他用途の店舗や工場、事務所等は、倒壊の恐れがあるような危険なものについても、概ね5年毎の定期調査として実施する。

□対象空家等の調査フロー



4 空家等に関する対策

人口減少や高齢化の進行等により、空家等は今後も増加していくと考えられるが、空家等になる要因は、過年度のアンケート調査でもわかるように非常に多岐にわたり、さらに個人的・個別的要因のみならず、社会経済システム等による要因も大きい。

一方、空家等発生の体系的メカニズムの解明と有効な対処方法に基づく具体的な実施対策は、まだ十分に普及していないのが現状であるといえる。しかし、空家等が管理されず放置されたままだと、周辺への悪影響や地域のまちづくりを推進するうえでも大きな課題となってくるものが懸念される。

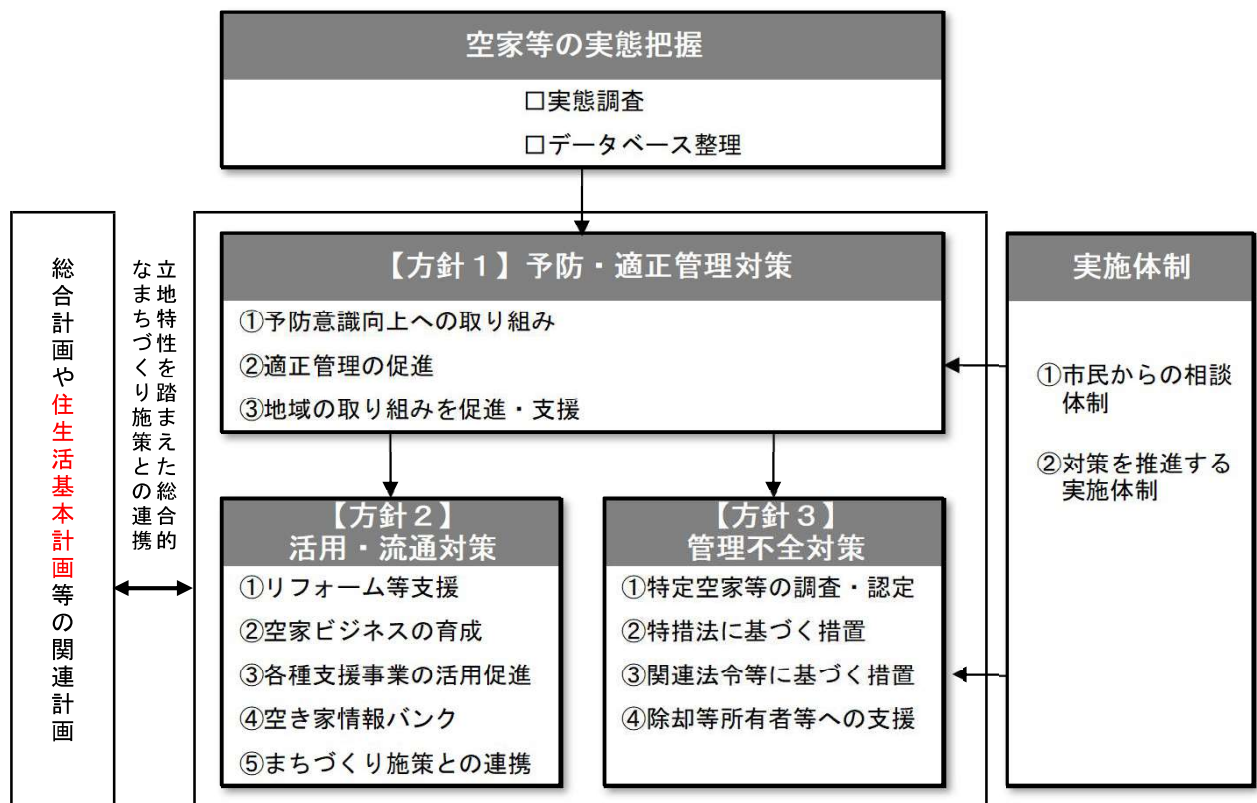
空家問題への取り組みは、所有者等個人の責務に帰するところが大きいとはいえ、まちづくり全体にかかることから、行政や民間業者の姿勢や取り組み、そして地域社会との連携なくしては解決できない状況になってきている。

空家等は、住宅密集地、郊外の住宅地、山間部等、その立地状況は様々であるが、空家等の多い地区は、敷地が狭く駐車スペースが確保できなかったり、接道状況が良くない密集市街地や自然豊かであるが交通の便が悪い山間部等である。

このため、空家等に関する対策にあたっては、市街地整備や定住施策等の総合計画、まちづくり施策との連携を図ってより具体的な実施計画として進めることが重要である

上記に挙げた認識のもと、以下に、基本方針で定めた3つの対策の柱ごとに取り組み対策の概要図を示す。

□空家等に関する対策の概要図



4-1 予防・適正管理対策

【国指針4：所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項】

(1) 基本的な考え方

空家等の発生は、維持管理の負担が生じることや放置すると周辺に迷惑を及ぼしかねないこと、また、地域に空家等が増加することにより、防犯や防災、景観上の悪影響が生じる恐れがあることなど、様々な弊害が生じることの問題意識を持つことが重要である。

このため、空家等対策を進めるため、空家等に関する所有者等の意識向上への取り組みを行う。

また、空家等の適切な管理は、第一義的に所有者等の責任において行われるべきものであるとされており、このため、様々な機会をとらえて所有者等に対し適切な管理を促す。

(2) 具体的な対策

①空家等に関する予防意識の向上への啓発

空家等に関する様々な情報の周知、啓発を行い、所有者等の予防意識の向上を図る。

また、空き家発生の初期の対策として、空き家予備軍の所有者等に対しても予防意識の啓発等を行う。

(空家等に関する様々な情報内容の例)

- ・ 空家等管理の重要性や所有者等の責任と負担について
- ・ 空家等発生による周辺への悪影響について
- ・ 空家等の管理不全状態の進行による諸問題について
- ・ 具体的な管理方法について
- ・ 空家等の適正な管理のお願い
- ・ 専門団体による相談窓口の紹介（弁護士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等）
- ・ 相談内容に応じた各種制度の紹介（財産管理制度、信託制度、融資制度等）

(情報発信方法の例)

- ・ 啓発パンフレットの作成と配布
- ・ 市の広報誌やホームページでの情報発信
- ・ 納税通知書に併せた所有者への啓発、情報発信
- ・ 関係団体と連携した相談会・セミナーの開催
- ・ 地域の自治会組織や各種団体と連携し、生活環境を共有する地域単位での勉強会や啓発活動の実施

(予防啓発の内容例)

- ・ 空家の発生前から、現在の住まいを次の世代へ円滑に引き継ぐことの重要性や意義を周知し、エンディングノート等のツールを活用して所有者に早い段階で住まいの将来について考えるよう促す。
- ・ 関係団体と協力し、相続発生時の登記名義の変更や各種手続きを働きかけや周知活動を推進する。
- ・ 新たに住居を取得する場合に、既存住居の除却と建替え促進等により、空家等の発生を抑制する。

②適正な管理の促進

実態調査に基づき、空家等の状況や所有者等の事情や意向を踏まえながら、適正な管理を促す取り組みを行う。

また、空家等所有者に対して、管理サービス業者に関する情報提供に努める。

③空家等に対する地域の取り組みを促進・支援

地域で放置される空家等が増加すると共に、倒壊して通行人に被害を与える恐れや、火災の心配、防犯上の不安、ゴミ投棄による悪臭や景観の悪化等、地域の生活環境への危険性も増大している状況にある。

このため、自治会・町内会等地域コミュニティ組織に対して、ワークショップや勉強会を通じた空家の利活用の方策検討及び空家調査や見回り活動等、地域による適正管理についての支援を検討し空家対策を地域の課題として取り組むことを促進するとともに、地域からのスムーズな情報提供や地域との情報共有に関する仕組みを検討する。

4-2 活用・流通対策

【国指針5：空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項】

(1) 基本的な考え方

空家等の中には、賃貸用や売却用などの市場に流通していないものが大部分を占めている。

他方、所有者の中でも一定程度のものが何らかの形で活用を望んでおり、令和3年度空き家等実態調査における所有者へのアンケート調査では、「他に賃貸、または、売却したい」の“活用型”が全体の40%超あった他、「地域のため（公的）に活用したい」「解体除却したい」等多岐にわたっており、これらに対応したきめの細かい施策を講じることが重要である。

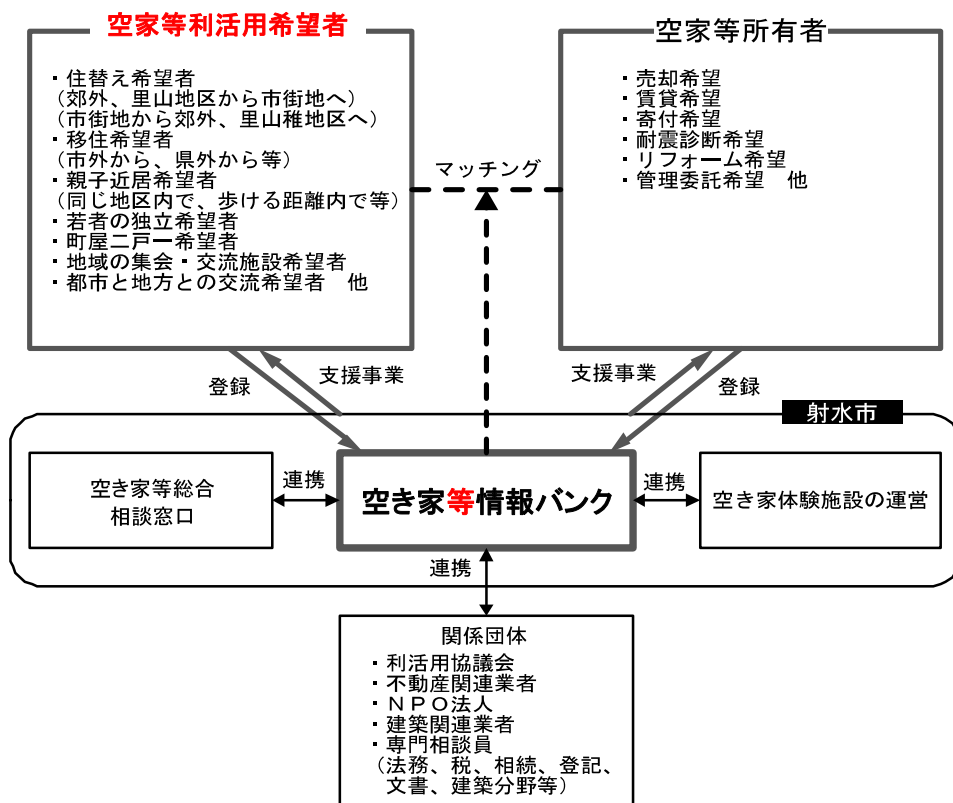
このため、適正管理に併せ、空家等の状況や所有者等の意向を踏まえながら活用・流通を支援、促進する。また、空家等や除却後の跡地は地域の資源でもあり、地域のまちづくり活動等と連携した活用、流通を支援、促進する。

(2) 具体的な対策

①空家等の利活用の促進

ア 「空き家等情報バンク」の充実

空家等所有者、空家等利活用希望者の様々なニーズに対応しながら、空き家等情報バンクへの登録促進を図る。また、バンク登録物件の利活用を促進する。



イ 空家及び空地取得への支援

空家や空地の増加は、地域の魅力を失い、土地建物の価値が低下し、さらに地域の活力が奪われ、居住者が減少する等の問題を招く。

このため、市街化区域においては、スムーズな住宅の建替えや土地活用が重要であることから、市街化区域内の空家・空地取得への支援を検討し、良好な街なみを保全していく。

ウ リフォーム等支援

空家の利活用促進のためには、古くなった建築物等の質的向上が不可欠であることからリフォーム支援を検討する。

また、居住している住宅に対しては、木造住宅耐震化やそれに伴うリフォーム、三世代同居住宅リフォームへの支援を検討し、空家の発生防止を目指していく。

エ 空家等の地域活性化施設等への転用に対する支援

「空家等対策計画」を策定している市町村に対する国の支援事業を有効に活用し、民間事業者等と連携して、空家等を地域の活性化に資する交流施設、滞在体験施設や交流学习施設、創作活動施設、文化施設、福祉施設等への転用に対する支援を検討し、空家の有効利用に努める。

(空家等対策に関する国の支援事業の例)

・空き家再生等推進事業

※社会資本整備交付金：地域活性化に供される空き家住宅の活用や除却事業

・空き家対策総合支援事業（H28年度新設～R7年度）

※社会資本整備交付金とは別枠事業：民間事業者と連携し地域活性化のための空き家を活用、又は除却事業等

②危険空家等の解体除去及び跡地活用の促進

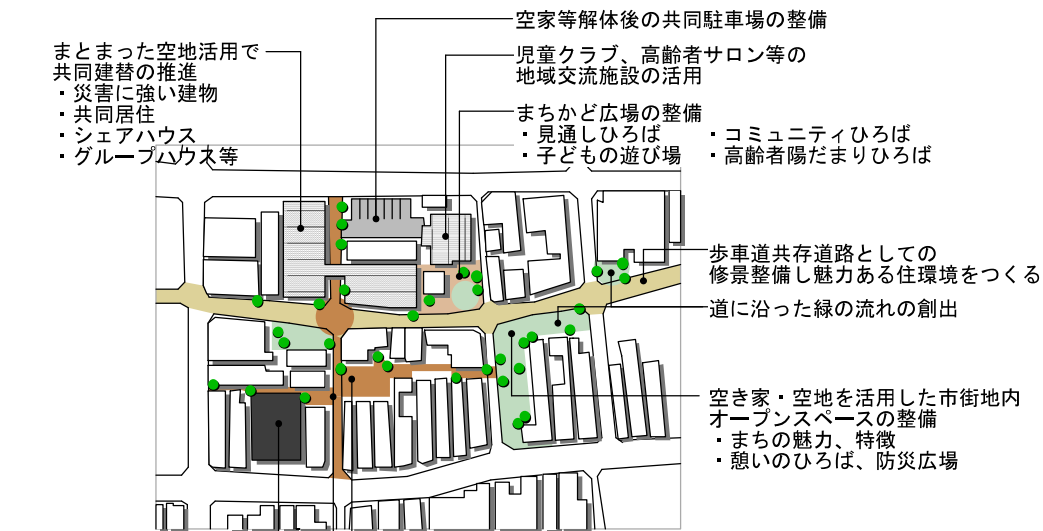
ア 危険空家等の解体除去への支援

今後とも、空家等は増え続けると予想されることから、「老朽危険空き家の解体補助事業」や解体後の「新築住宅補助事業」の既存制度を検証し、支援制度を検討する。

イ 密集市街地の整備促進

老朽空家が密集する地域では、地震、火災等により大きな被害が想定されるため、密集市街地整備事業を推進し、良好な住環境を創造する。

(参考) 密集市街地整備事業と連携し、空家等除却後の跡地を活用したまちづくりのイメージ



(整備前)



放生津地区
重点密集市街地整備事業



(整備後)



共同住宅

③空家等の流通促進

ア 民間の空家ビジネスの育成・普及

活用可能な空家等の所有者は、適正な管理を行っていくか、リフォーム等を行って売却か賃貸物件として中古市場に流通させる必要がある。

このため、空家の建物診断（インスペクション）からリフォーム、市場への流通へと所有者が安心して任せられる流通ビジネスの育成・普及の取り組みを行う。

イ 地籍調査の推進

現在、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図(公図)などをもとにしたものであるが、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多く、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態で、土地取引上の大きな障害になっている。

このため、地籍調査を推進し空家等の流通を促進する。

4-3 管理不全対策

【国指針6：特定空家等に対する措置】

(1) 基本的な考え方

国が示す特定空家等の判断基準及び状態（※）に基づき、特定空家等の認定を行う。

特定空家等に認定されたものは、更なる管理不全状態の悪化を招かないよう、効果的な対策を講じる。また、管理状態の段階に応じ、特措法や市の条例に基づき、必要で適切な措置を講じる。

さらに、特定空家等による危険等を緊急に回避する必要がある場合は、適切な緊急安全措置を講じる。

※「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（R3.6改正、国土交通省）

(2) 具体的な対策

①特定空家等の調査及び認定

地域住民等からの相談や情報、市のパトロールで発見した空家等のうち、特定空家等のおそれのあるものについては、外観調査や所有者等への意向調査等も踏まえ、措置を行おうとする空家等に該当するかを判断する。この際、必要に応じ、立入調査を行い総合的に特定空家等として認定する。

特定空家等は、所有者等へ必要な措置の勧告の対象となることにより、その土地について固定資産税の課税標準の特例措置（※）から除外されることになる。このため、税務部局等と連携しながら慎重に認定する。

※参考：固定資産税の住宅用地特例

小規模住宅用地	住宅用地面積 \leq 200㎡	⇒	固定資産税	1/6
一般住宅用地	住宅用地面積 $>$ 200㎡	⇒	固定資産税	1/3

特定空家等の所有者等を特定する時は、必要に応じ、登記簿、住民票及び戸籍謄本、固定資産税情報等の行政情報を調査することにより確認する。

空家等の所有者等の中には、判断能力が十分ではない等により、福祉的支援が必要な場合が考えられる。このため、所有者等の個別の事情に応じたきめ細かな対応をとる。

また、所有者等が確知できない場合（※）は、相続財産管理人が財産管理を行う財産管理人制度等の活用を図りながら、特定空家等の状況により、必要に応じて最小限の危険回避措置や、解体等の略式代執行等の措置を講じる。

※：「過失なくその措置を命ぜられるべき者を確知できない（特措法第14条第10項）」場合

・未登記等、所有者が不明の場合

→法の規定に基づき、固定資産税情報のうち所有者等に関する情報開示を請求し、確定できない場合に判断。

-
- ・相続人が全員相続放棄した、所有者不存在の場合

→固定資産税情報のうち所有者等に関する情報開示を請求し、法定相続人全員の相続放棄を確認した時。

もしくは、家庭裁判所に確認した場合に判断。

- ・相続人が不明の場合

→家庭裁判所に管理人選任の手続き等を行い、管理人による搜索等でも明らかでない場合に判断。

- ・所有者等が、行方不明の場合

→確認された所有者等に対し送付した配達証明郵便が返送された場合に判断。

②特定空家等に対する段階ごとの措置

特定空家等に対しては、特措法及び市の空き家条例に基づき、助言及び指導、勧告、命令、行政代執行、及び過失がなく必要な措置を命ぜられるべきものを確知することができないときの略式代執行等の措置と手続きが規定されている。

次項に、特措法に基づく具体的手続きをフロー図として示す。

③除却等に対する所有者への支援

特定空家等の所有者等が、指導や勧告に従い自主的な改善に取り組むのを支援するため、市では、解体除却に係る補助制度を設けている。

所有者等から空き家の解体補助金についての制度拡充についての要望が多くあることを踏まえ、支援制度の見直しを行う。

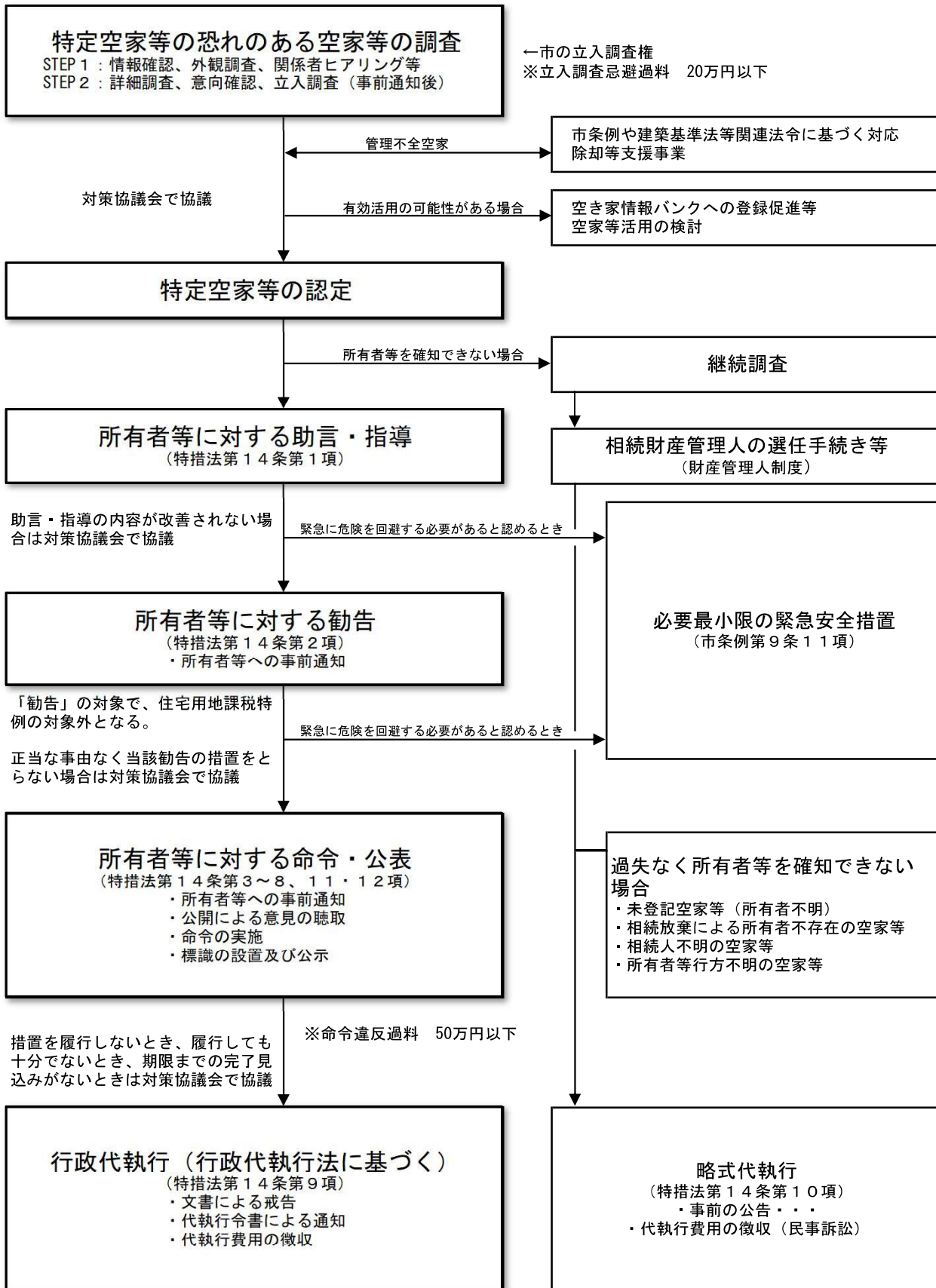
④関連法令等に基づく措置

空家等の状況に応じ、特措法だけでなく他の関連法令を組み合わせることで適用することにより、効果的な対策の促進を図る。

□既存法の権限の範囲と概要

法 律	範 囲	概 要
建築基準法	勸告 命令 代執行	<p>損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがある建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勸告、命令、行政代執行することができる。</p> <p>【建築基準法第10条「保安上危険な建築物等に対する措置」】</p>
道路法	命 令	<p>道路管理者は、道路法第71条において道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>【道路法第43条「道路に関する禁止行為」】</p>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	命 令 代執行	<p>一般廃棄物処理基準に適合しないごみや産業廃棄物等の不法投棄等により、生活環境の保全上支障がある場合に、市町村長は支障の除去・防止に必要な措置を命ずることができる。命令に従わない場合は、代執行することができる。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4「一般廃棄物に対する措置命令」】</p>
消防法	命 令 代執行	<p>消防長、消防署長、その他の消防吏員は、屋外において火災の予防上危険な場合等について、空き家の周辺に放置された燃焼のおそれのある物件などの除去等を命ずることができる。消防長、消防署長は措置を履行しないとき等は、代執行することができる。</p> <p>【消防法第3条「屋外における火災の予防又は障害除去のための措置命令等」】</p>
災害対策基本法	一時使用 収 用 除 却	<p>市町村長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>【災害対策基本法第64条「応急公用負担等」】</p>

□特定空家等に対する措置の具体的な手続きフロー



4-4 実施体制

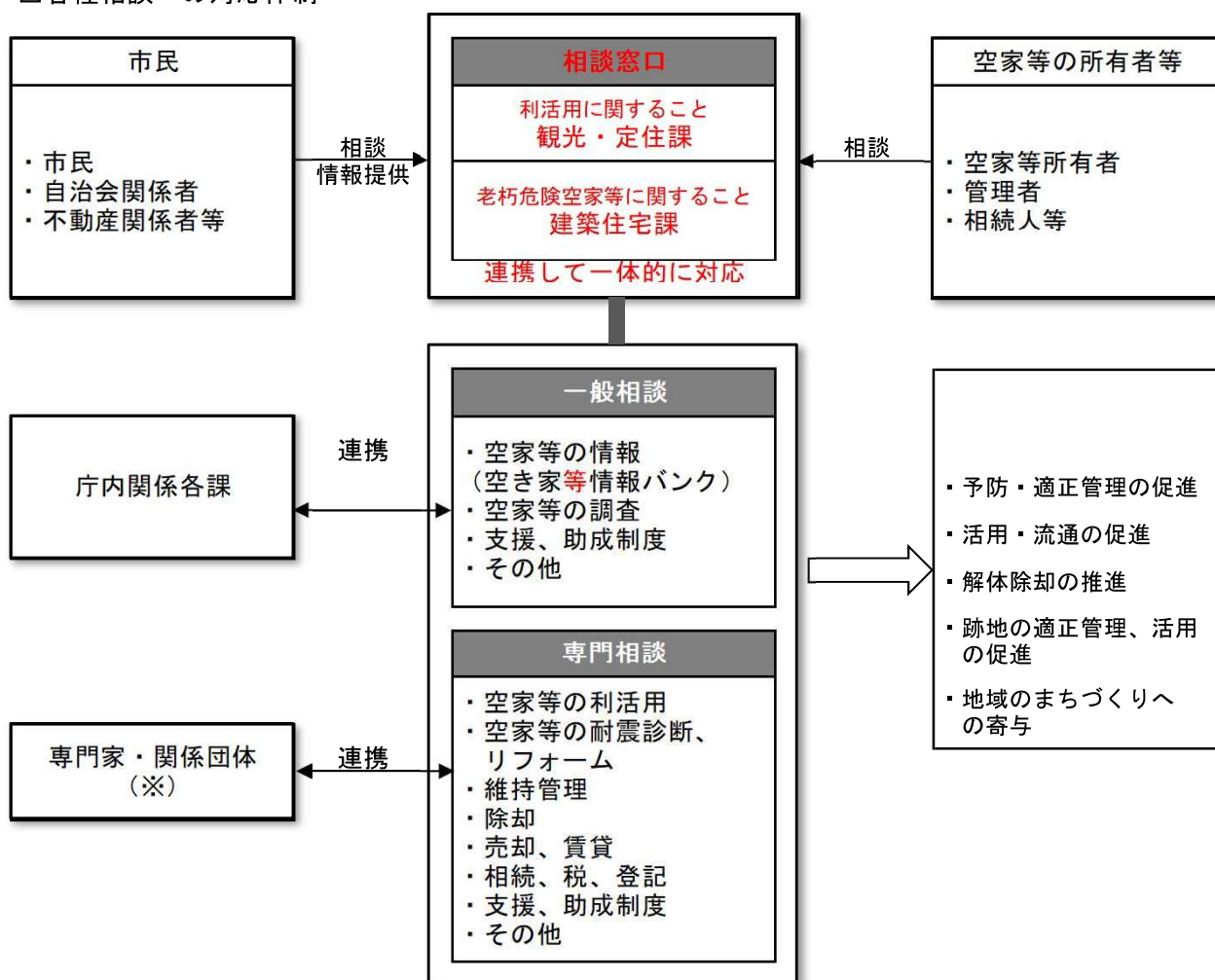
(1) 市民等からの相談への対応体制

【国指針7：住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項】

空家等の所有者等の抱える状況は様々であり相談内容も多岐にわたることから、空家等の利活用に関する窓口は観光・定住課、老朽危険空家等に関する相談窓口を建築住宅課とし、連携して対応する。

さらに専門的な相談内容については、関係専門団体とも連携しながら対応するものとし、空家等の問題が、単に所有者等のものとして捉えるのではなく、地域のまちづくりにも寄与するよう総合的な対策として取り組む。

□各種相談への対応体制



※専門家・関係団体

- ・弁護士団体（法律相談）
- ・司法書士団体（不動産の所有権移転等）
- ・行政書士団体（官公庁への提出書類、申請等）
- ・税理士団体（相続税等税一般）
- ・宅地建物取引士団体（不動産取引全般）
- ・福祉協議会、民生委員（日常相談等）等
- ・建築士団体（解体、リフォーム等） 他

※連携団体

- ・（一社）富山県中央古民家再生協会
- ・（公社）射水市シルバー人材センター
- ・北陸電力送配電（株）

(2) 空家等対策を推進する実施体制

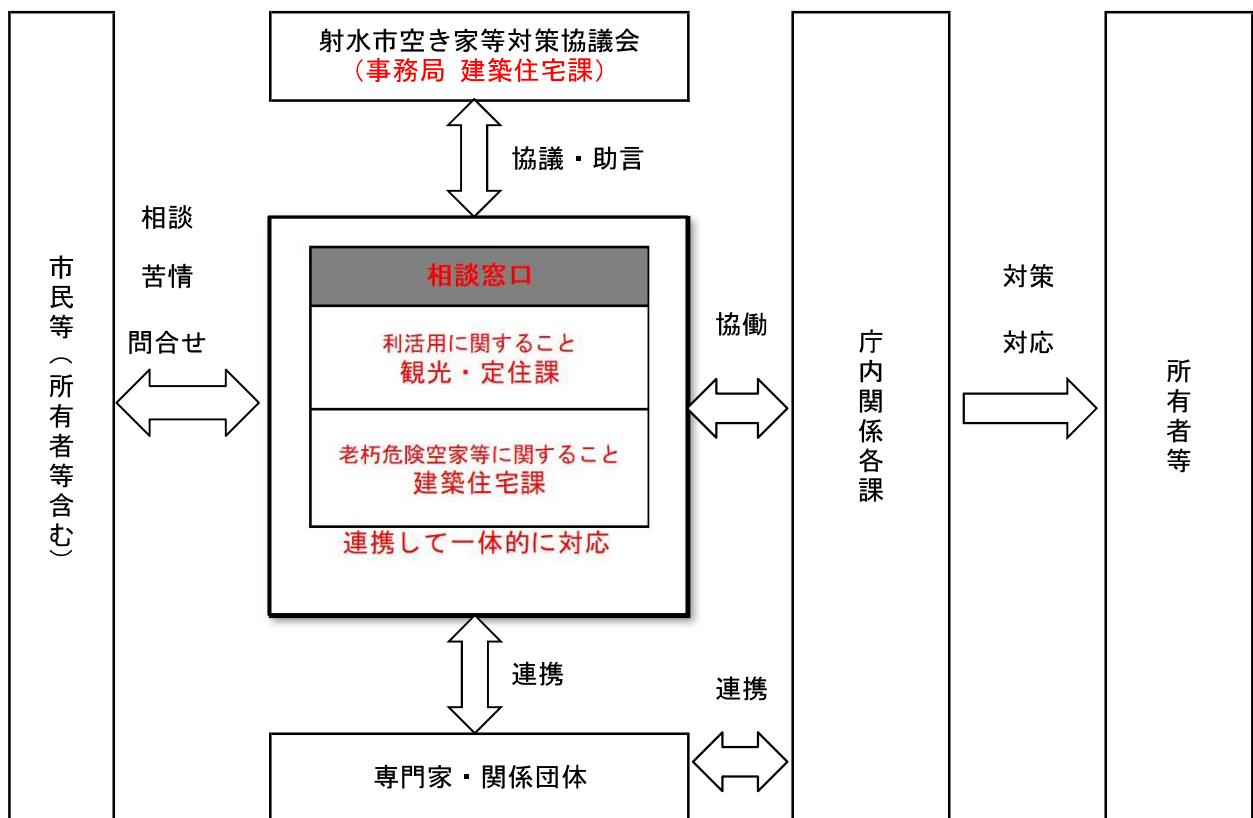
【国指針8：空家等に関する対策の実施体制に関する事項】

空家等の問題となる要因は様々であり、その対策の実施体制は、総合窓口と要因に応じた庁内関連部署及び専門家・関係団体と連携して対応にあたる。

特定空家等で、対策が多岐にわたり複数の部署が対応しなければならない場合は、情報共有や連携を密にし、総合相談窓口が関連部署間のとりまとめや連絡、調整機能を発揮する。

また、空家等対策における重要な事項に関しては、随時、射水市空き家対策協議会で協議する。

□空家等に関する相談等から対策実施への対応の流れ



□対策の推進に向けた庁内関連部署と役割

担 当 課	役 割
建築住宅課	(1) 空家等相談窓口（老朽危険空家等に関する事） (2) 空家等実態調査の実施 (3) 空き家等対策協議会の運営 (4) 空家等に対する適正管理の推進 (5) 空家の管理不全対策 (6) 不動産協会等との情報交換
観光・定住課	(1) 空家等相談窓口（利活用に関する事） (2) 空家の流通促進 (3) 空家の利活用推進 (4) 不動産協会等との連絡調整
商工企業立地課	(1) 空家の流通促進（空き工場、倉庫） (2) 空家利活用推進（空き店舗） (3) 不動産協会等との連絡調整
総務課	(1) 災害時、豪雪時における応急措置の実施 (2) 空家等の法律相談の対応
課税課	(1) 税に関する情報及び相談対応 (2) 空家の適正管理の啓発
市民課	(1) 市民窓口での対応 (2) 空家等の所有者情報の提供
市民活躍・文化課	(1) 空家等を地域で活用する施策 (2) 自治振興会、自治会との連絡調整
生活安全課	(1) 空家等の防犯対策に関する相談
環境課	(1) 汚物等の流出や臭気対応 (2) ごみの不法投棄等に対する指導 (3) 樹木や雑草の繁茂に対する指導
道路課	(1) 道路の通行等に支障を及ぼす空家等に対する対応
消防本部防災課	(1) 空家等周辺の火災予防上危険なものの除去命令

5 その他の取組み等

【国指針9：その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項】

5-1 取組みに向けたロードマップ

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
予防・適正管理				予防・適正管理対策関連事業										
有効活用・流通促進				有効活用・流通促進対策関連事業										
管理不全の解消			調査					調査					調査	
				管理不全対策関連事業										
推進体制等	H26.10 市条例 施行		対策計 画策定	対策計画に基づく施策事業の実施及び必要に応じ計画の見直し										
	H27.2 特措法 施行			空家等対策協議会										

5-2 対策計画の定期的な見直し

概ね5年毎に実施する実態調査の結果等を踏まえ、それまでの取組みに対する評価や検証を行い、次のステップとしての具体的対策について検討し、必要に応じ計画内容の見直しや改定を行う。また、この場合は空家等対策協議会での協議を経て立案する。

5-3 目標設定に基づく計画的な取組みの推進

本計画に基づく施策を実施しながら、下記の項目等について具体的数値目標を掲げて計画的な取組みを推進する。

① 予防・適正管理対策	目標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総合相談窓口利用件数	250件/年	53	79	119	103	107	203	142	202

② 活用、流通対策	目標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き家情報バンク登録件数	70件/年	7	16	18	39	36	34	58	50
空き家情報バンク成約件数	70件/年	8	8	17	23	29	23	34	43
地域活性化施設整備件数 (交流施設、滞在体験施設、文化施設等)	5件/10年		—		5				

③ 管理不全対策	目標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空家解体補助支援件数	20件/年	16	15	31	20	16	21	11	11

射水市土砂災害ハザードマップの更新について

1 要旨

本市の土砂災害ハザードマップは、平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、土砂災害からの避難時に活用される重要なツールとして、平成26年3月に作成している。

このたび、令和2年10月の「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン」改訂に合わせ、現行の土砂災害ハザードマップの更新を行うものである。

2 更新内容

土砂災害ハザードマップは、県で指定された土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の位置や避難場所等に関する情報を掲載した図面である。

今回の更新では、図面に避難場所への避難方向、避難時に注意すべき通行注意箇所、道路冠水想定箇所、洪水浸水想定区域を図示するとともに、土砂災害の特徴、情報の伝達方法などの情報も図面上に掲載している。

また、現行の土砂災害ハザードマップ作成後に変更があった県指定の土砂災害警戒区域や指定避難所、マイ・タイムライン(防災行動計画)、警戒レベルととるべき避難行動表、防災気象情報の入手先(QRコード)、避難のポイントなどの情報を追加している。

3 射水市土砂災害ハザードマップの概要

(1) 図面、情報面

- ・対象地区全体図(橋下条、金山、櫛田、水戸田) (縮尺1/10,000)
- ・詳細図①(二ノ井、上野、平野地区) (縮尺1/5,000)
- ・詳細図②(青井谷、野手、浄土寺地区) (縮尺1/5,000)
- ・詳細図③(宮新田、山ノ谷、梅木、生源寺地区) (縮尺1/5,000)
- ・情報面 知って備える土砂災害ハザードマップ

(1. 土砂災害について知ろう、2. 防災情報を入手しよう、3. 安全に避難しよう)

4 今後のスケジュール(予定)

- ・令和5年3月 射水市土砂災害ハザードマップ完成
- ・令和5年5月 土砂災害の恐れのある指定区域内の自治会町内会へ配布
(約640世帯)
ホームページへの掲載

(参考)

【市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況】

令和5年3月時点

土砂災害の種類	土砂災害警戒区域	内、土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	27箇所	26箇所
土石流	8箇所	4箇所
地滑り	1箇所	0箇所
合計	36箇所	30箇所

(1) 急傾斜地の崩壊 27箇所

二ノ井町内会	2箇所	上野町内会	3箇所
青井谷町内会	4箇所	平野町内会	1箇所
野手町内会	4箇所	生源寺自治会	2箇所
浄土寺町内会	10箇所	山ノ谷自治会	1箇所

(2) 土石流 8箇所

青井谷町内会	3箇所	上野町内会	1箇所
野手町内会	2箇所	宮新田自治会	1箇所
浄土寺町内会	1箇所		

(3) 地滑り 1箇所

梅木自治会	1箇所
-------	-----

射水市土砂災害ハザードマップ 主な修正点

射水市土砂災害ハザードマップ 詳細図②(青井谷、野手)

防災情報・避難情報の伝達経路

市庁舎
 消防本部
 警察本部
 消防団
 町内会
 公民館
 学校
 商店街
 高齢者センター
 福祉センター
 公民館
 学校
 商店街
 高齢者センター
 福祉センター

緊急時
 0766-51-6600
 0766-51-6600
 0766-51-6600

警戒レベル4までに全員が必ず避難

警戒レベル	命の危険を回避するべき行動	避難情報(避難指示)	気象情報
5	命の危険を回避するべき行動	緊急安全確保	緊急気象情報
4	危険な場所から避難行動	避難指示	避難気象情報
3	危険な場所から避難行動	避難指示	避難気象情報
2	避難行動の準備	避難指示	避難気象情報
1	心構えを高める避難情報に注意	避難指示	早期注意情報

防災情報・避難情報の伝達方法を掲載

マップの見方

土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流

避難所
 避難経路
 避難指示
 避難経路
 避難指示

土砂災害の種類、前兆現象を掲載

土砂災害の種類、前兆現象

急な斜面が突然崩れる現象。崩れ落ちた土砂が、斜面を滑り落ちていく。土砂災害が発生した場合、生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域。

土石流
 山から流れ落ちた土や石が水と一緒になって、ものすごい勢いで流れていく。土砂災害が発生した場合、生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域。

地すべり
 やや緩やかな斜面が、広い範囲にわたってゆっくりと崩れていく。土砂災害が発生した場合、生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域。

防災情報の入手方法

ホームページ
 射水市メール配信サービス
 SNS
 射水市LINE公式アカウント
 マイ・タイムライン
 射水市防災気象情報
 射水市防災気象情報ポータル

射水市防災気象情報ポータル
 射水市防災気象情報ポータル
 射水市防災気象情報ポータル

警戒レベル・避難行動・避難情報・気象情報を掲載

警戒レベル・避難行動・避難情報・気象情報を掲載

警戒レベル4までに全員が必ず避難
 避難行動
 避難情報
 気象情報

地区の避難先

地区	指定避難場所	名称	所在地	電話番号
青井谷	○	金山小学校	青井谷648	56-0090
野手	○	金山コミュニティセンター	青井谷648	56-2649
野手	○	金山公民館	青井谷648	56-1380

(避難時の注意箇所) 洪水浸水想定区域を水色で図示

(避難時の注意箇所) 道路冠水想定箇所(アンダーパス)を図示

マイ・タイムラインを掲載

避難のポイント

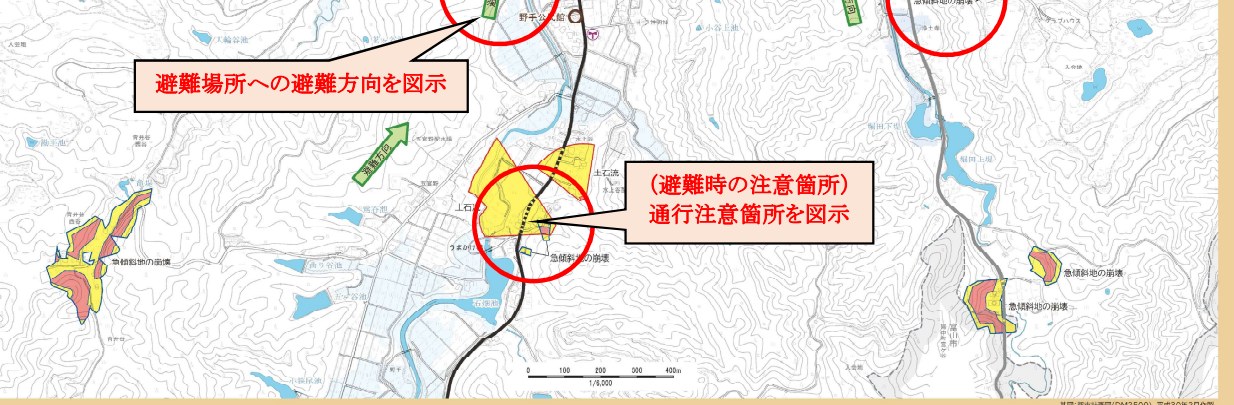
雨が強く降ってきたら
 気象情報に注意
 早めの避難を心がけよう
 動きやすい服装
 2人以上で避難を
 電車で助け合おう
 緊急時は、山、崖から
 離れた高層ビルへ避難

避難のポイントを掲載

土砂災害の種類を明示

(避難時の注意箇所) 避難場所への避難方向を図示

(避難時の注意箇所) 通行注意箇所を図示



流域下水道維持管理負担金の変更について

1 変更理由

神通川左岸流域下水道及び小矢部川流域下水道の維持管理財政計画の見直しに伴い、維持管理に要する費用の関係市負担金に変更されるもの。

2 変更内容

(1) 神通川左岸流域下水道維持管理負担金（富山市、高岡市、射水市）

区 分	現 行	変 更 後	比較
維持管理 財政計画期間	第4期（5年間） 平成30年度～令和4年度	第5期（5年間） 令和5年度～令和9年度	±0円
負担金単価（円/m ³ ）	69円	69円	

※ 物価上昇等に伴う電力費や燃料費の増加、老朽化に伴う修繕費の増加により維持管理費分が増額となったものの、地方債元利償還金の減により資本費分は維持管理費増額分と同額が減額となり、単価は据置きとなった。

(2) 小矢部川流域下水道維持管理負担金（高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市）

区 分	現 行	変 更 後	比較
維持管理 財政計画期間	第5期（5年間） 平成30年度～令和4年度	第6期（5年間） 令和5年度～令和9年度	+2円
負担金単価（円/m ³ ）	55円	57円	

※ 維持管理費分の増額と資本費分の減額要因は(1)と同様だが、維持管理費分の増額分が大きいいため単価は増額となった。

【負担金対象費用】

維持管理費負担金 … 流域下水道施設維持管理経費の全額
資本費負担金 … 県が流域下水道建設の財源とした地方債の元利償還金相当額

3 適用期日 令和5年4月1日

(参考) 流域下水道維持管理負担金実績(射水市)

(1) 神通川左岸流域下水道維持管理負担金

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流入(処理)水量(m ³)	8,394,242	8,310,476	8,619,046	10,045,256
維持管理負担金(円)	579,202,698	573,422,844	594,714,174	693,122,664
実質負担金総額(円)	535,696,119	548,147,119	542,859,060	662,507,493
翌年度精算金(円)	43,506,579	25,275,725	51,855,114	30,615,171
実質単価(円/m ³)	63.8	66.0	63.0	66.0

(2) 小矢部川流域下水道維持管理負担金

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流入(処理)水量(m ³)	103,160	98,090	104,073	104,285
維持管理負担金(円)	5,673,800	5,394,950	5,724,015	5,735,675
実質負担金総額(円)	5,399,544	5,068,966	5,442,135	5,497,288
翌年度精算金(円)	274,256	325,984	281,880	238,387
実質単価(円/m ³)	52.3	51.7	52.3	52.7

令和5年度 水道水質検査計画(案)について

本計画は、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査頻度を定めた「水道水質検査計画」を策定し、計画的に水質検査を行い、その詳細を市のホームページで公表しています。

1 水道事業の概要

(1) 給水状況

	令和3年度	令和2年度	増減
給水人口	90,737人	91,388人	△ 651人
普及率	99.2%	99.2%	0.0%
1日平均給水量	28,997 m ³	29,609 m ³	△ 612 m ³
1日最大給水量	35,868 m ³	37,749 m ³	△ 1,881 m ³
年間給水量	10,584,037 m ³	10,807,155 m ³	△ 223,118 m ³

(2) 取水能力

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
大島7号井（深井戸）	—
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

2 水質検査項目及び検査頻度

水質検査採水地点



水質検査の内容

検査頻度		検査地点	検査項目
浄水	毎日検査	市内 10 箇所 (採水地点☆)	色・濁り・消毒の残留効果（自動計測）
	毎月検査	市内 10 箇所 (採水地点●)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の 11 項目
	年 4 回検査 (年 1 回検査)		法令で定めた 40 項目。過去の水質試験結果により一部の検査項目は、最大 3 年に 1 回に省略可能だが、安全確認のため年 1 回検査を実施
原水	毎月検査	広上 1 号井	クリプトスポリジウム指標菌
	年 4 回検査	(採水地点▲)	クリプトスポリジウム
	年 1 回検査	自己水源 2 施設 (5 箇所)	消毒副生成物等を除く水質基準項目 37 項目
	年 1 回検査	布目 6 号井又は 広上 2 号井 (採水地点◆)	水質管理目標設定項目及び要検討項目、農薬類（富山県と共同で隔年実施）→ 令和 5 年度広上 2 号井農薬類（布目 6 号井は市単独実施）
	隔年検査	広上 3 号井	ダイオキシン類（令和 4 年度実施）

布目自己水源の大島 7 号井は、マンガン及び鉄が多く含まれているので、これまで予備水源としていたが、冬季の水質が悪いことから、令和 5 年 3 月末で施設を廃止します。



令和5年度 水道水質検査計画(案)



目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水源の状況及び原水の水質状況	2
4. 水質検査の基本方針	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	3
6. 臨時の水質検査について	4
7. 水質検査の方法	4
8. 水質検査機関	5
9. 水質検査結果の評価	5
10. 水質検査の精度と信頼性保証	5
11. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
12. 関係機関との連携	5
※ 参照図表	6～11

1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定し、計画的に水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和3年度）

給水人口	90,737 人
普及率	99.2 %
1日平均給水量	28,997 m ³
1日最大給水量	35,868 m ³
年間給水量	10,584,037 m ³

(2) 取水能力（令和5年度）

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
大島7号井（深井戸）	—
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は前述のとおり、富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に6箇所の井戸を保有しています。

(1) 県受水は庄川水系和田川の表流水を水源として、富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

また、受水地点である日の宮受水場、上野調整場及び鳥越調整場で県受水の水質検査を年1回実施し、安全であることを確認します。

(2) 布目自己水源の大島7号井は、マンガン及び鉄が多く含まれていることから現在休止し予備水源としているが、冬季の水質が悪いことから、令和5年3月末で施設を廃止します。

(3) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

(4) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

(5) 自己水源は、概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っており、安全で良質な水源であるといえます。

4. 水質検査の基本方針

(1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

(ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

(イ) 水質基準項目

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

(2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジ

ウム指標菌等とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源5箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年1回とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

以上(1)(2)の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は別表1から別表5を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目(3項目)

色・濁り・消毒の残留効果を1日1回検査します。

(2) 水質基準項目(別表1、2)

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている51項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素の量)、PH、味、臭気、色度、濁度、及び富山県指導項目である、鉄、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の検査を毎月実施します。(11項目)

イ 3ヶ月毎に行う検査

法令で定めた40項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、過去3年間の水質検査結果が基準値の1/5以下である場合は1年に1回以上、基準値の1/10以下である場合は3年に1回以上と検査回数を省略できるが、安全性を確認するために年1回検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目(別表3)

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、広上2号井の地下水を県と共同で2年に1回、全27項目のうち地下水に関係した13項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農薬についても、布目配水場及び広上取水場の地下水を検査します。(農薬類の検査項目については、

水源近隣に散布した農薬類を調査し全 115 項目のうち 10 項目を決定します。)

(4) 要検討項目 (別表 4)

ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、広上 2 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 46 項目のうち地下水に関係した 26 項目について検査します。

ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査は県内に調査機関がなく、県との共同検査も出来ないため、射水市単独で 2 年に 1 回検査します。(令和 4 年度 広上 3 号井で実施)

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

ア 広上取水場 1 号井 (浅井戸) において、『水道水におけるクリプトスポリジウム対策の暫定方針 (平成 8 年 10 月 4 日衛水第 248 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)』に基づきクリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌) の検査等を実施します。

イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年 4 回実施します。

※参考 県との共同検査は以下のとおりです。

- ・「水質管理目標設定項目等」検査 (別表 3) 年 1 回(予定)
- ・「要検討項目」 検査 (別表 4) 年 1 回(予定)
- ・「農薬類」 検査 (別表 5) 年 1 回(予定)

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき。
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著しく悪化したとき。
- (3) 水道施設 (送配水管含) が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき。

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

7. 水質検査の方法

(1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

(2) 採水方法

検査試料の採水は受託事業者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

(3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、富山県水質管理計画に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、県と共同での検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

9. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、検査ごとに水質基準値の超過がないか確認し、基準値を超えている場合は原因究明を行い、必要な対応をします。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

11. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。

また、水質検査結果については射水市ホームページで公表し、請求があれば射水市複写機等実費徴集要綱に基づき検査結果の写しを提供します。

12. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるような体制を整備しています。

水質検査採水地点



別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	備考	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	消毒副生成物	
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	着色	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	味	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	着色	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。		
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。		
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	かび臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		
48	味	異常でないこと。	基礎的性状	
49	臭気	異常でないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		

別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項目名	省略可否	検査頻度			浄水の検査回数の設定理由	浄水			原水		
			法定頻度	実績による検査頻度	R3年度検査計画		月1回	1回/3月	年1回	1回/3月	年1回	
1	一般細菌	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
2	大腸菌	否	1回/月	←	←		○				○	
3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
4	水銀及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
5	セレン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
6	鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
7	ヒ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
8	六価クロム化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○
9	亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目		○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○	
12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
13	ホウ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
14	四塩化炭素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
15	1,4-ジオキサン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
17	ジクロロメタン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
18	テトラクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
19	トリクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
20	ベンゼン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
21	塩素酸	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目	□	○				
22	クロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
23	クロロホルム	否	1回/3月	←	←				○			
24	ジクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
25	ジブロモクロロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
26	臭素酸	否	1回/3月	←	←			□	○			
27	総トリハロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
28	トリクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
29	ブロモジクロロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
30	ブロモホルム	否	1回/3月	←	←				○			
31	ホルムアルデヒド	否	1回/3月	←	←				○			
32	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
33	アルミニウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
34	鉄及びその化合物	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
35	銅及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
36	ナトリウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
37	マンガン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
38	塩化物イオン	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
40	蒸発残留物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/5以下		☆	○		○	
41	陰イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
42	ジェオスミン	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年	水源の状況を勘案した			○			
43	2-メチルイソボルネオール	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年				○			
44	非イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
45	フェノール類	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	否	1回/月	←	←			○			○	
47	pH値	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
48	味	否	1回/月	←	←		○					
49	臭気	否	1回/月	←	←		○				○	
50	色度	否	1回/月	←	←		○				○	
51	濁度	否	1回/月	←	←		○				○	

凡例

○:検査実施をあらわします。

□:布目配水場、広上取水場、五官野水上谷ポンプ場のみの適用。(3ヶ月に1回の検査でよいが、左記箇所は当市にて塩素滅菌処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの)

☆:布目配水場のみの適用。(過去3年間の検査結果が1/5基準値を超えているため、3ヶ月に1回の検査を実施するもの)

別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全27項目、内地下水に関係のある13項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/ℓ以下(暫定))		
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/ℓ以下		有機物質
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/ℓ以下)		
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/ℓ以下)		
8	トルエン	○	0.4mg/ℓ以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/ℓ以下		消毒剤
10	亜塩素酸		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。当市使用していないため除外。	
11	削除(塩素酸)		削除		
12	二酸化塩素		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。当市使用していないため除外。	
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/ℓ以下(暫定)		消毒剤副生
14	抱水クロラール	○	0.02mg/ℓ以下(暫定)		
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は114物質(別表5)	有機物質
16	残留塩素		1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/ℓ以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/ℓ以下		有機物質
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	0.02mg/ℓ以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
24	蒸発残留物		30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	微生物
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	
28	従属栄養細菌	○	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		有機物質
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/ℓ以下		
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下		無機物質
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.0000mg/ℓ以下(暫定)		有機物質

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき合同検査を実施する予定です。

* 採水場所は、布目6号井又は広上2号井とし隔年交互に実施します。ただし、農薬類は毎年実施します。

* ○: 検査実施項目をあらわします。

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項目名	県と合同	単 独	目標値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/ℓ
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/ℓ
5	アクリルアミド			0.0005mg/ℓ
6	アクリル酸			未設定
7	17-β-エストラジオール			0.00008mg/ℓ(暫定)
8	エチニル-エストラジオール			0.00002mg/ℓ(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/ℓ
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/ℓ(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/ℓ
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	スチレン	○		0.02mg/ℓ
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/ℓ(暫定)
18	トリエチレンテトラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/ℓ(暫定)
20	ビスフェノールA	○		0.1mg/ℓ(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.01mg/ℓ
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/ℓ
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/ℓ(暫定)
27	有機すず化合物			0.0006mg/ℓ※(暫定)
28	プロモクロロ酢酸	○		未設定
29	プロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジプロモクロロ酢酸	○		未設定
31	プロモ酢酸	○		未設定
32	ジプロモ酢酸	○		未設定
33	トリプロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	プロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジプロモアセトニトリル	○		0.06mg/ℓ
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/ℓ
39	キシレン	○		0.4mg/ℓ
40	過塩素酸			0.025mg/ℓ
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			0.0001mg/ℓ
42	アニリン			0.02mg/ℓ
43	キノリン			0.0001mg/ℓ
44	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/ℓ
45	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/ℓ
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH x S)			未設定

* ※印はトリブチルスズオキサイドの目標値

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき実施する予定です。

* 合同検査の採水場所は、布目6号井又は広上2号井を隔年交互に実施します。

* ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(R4実施済)

* ○は検査実施をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。

別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

番号	農薬名	検査有・無	番号	農薬名	検査有・無
農 01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農 61	チオベンカルブ	
農 02	2, 2—DPA(ダラボン)		農 62	テフリルトリオン	○
農 03	2, 4—D(2, 4—PA)		農 63	テルブカルブ(MBPMC)	
農 04	EPN		農 64	トリクロピル	
農 05	MCPA		農 65	トリクロロホン(DEP)	
農 06	アシュラム		農 66	トリシクラゾール	○
農 07	アセフェート		農 67	トリフルラリン	
農 08	アトラジン		農 68	ナプロバミド	
農 09	アニロホス		農 69	パラコート	
農 10	アミトラズ		農 70	ピペロホス	
農 11	アラクロール		農 71	ピラクロニル	○
農 12	イソキサチオン		農 72	ピラゾキシフェン	
農 13	イソフェンホス		農 73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	
農 14	イソプロカルブ(MIPC)		農 74	ピリダフェンチオン	
農 15	イソプロチオラン(IPT)		農 75	ピリブチカルブ	
農 16	イプフェンカルバゾン		農 76	ピロキロン	
農 17	イプロベンホス(IBP)		農 77	フィプロニル	
農 18	イミノクタジン		農 78	フェントロチオン(MEP)	
農 19	インダノファン		農 79	フェノブカルブ(BPMC)	
農 20	エスプロカルブ		農 80	フェリムゾン	
農 21	エトフェンプロックス		農 81	フェンチオン(MPP)	
農 22	エンドスルファン(ベンゾエピン)		農 82	フェントエート(PAP)	
農 23	オキサジクロメホン		農 83	フェントラザミド	○
農 24	オキシ銅(有機銅)		農 84	フサライド	○
農 25	オリサストロビン		農 85	ブタクロール	
農 26	カズサホス		農 86	ブタミホス	
農 27	カフェンストロール		農 87	ブプロフェジン	
農 28	カルタップ		農 88	フルアジナム	
農 29	カルバリル(NAC)		農 89	プレチラクロール	
農 30	カルボフラン		農 90	プロシミドン	
農 31	キノクラミン(ACN)		農 91	プロチオホス	
農 32	キャブタン		農 92	プロピコナゾール	
農 33	クミルロン		農 93	プロビザミド	
農 34	グリホサート		農 94	プロベナゾール	
農 35	グルホシネート		農 95	プロモブチド	○
農 36	クロメプロップ		農 96	ベノミル	
農 37	クロルニトロフェン(GNP)		農 97	ベンシクロン	
農 38	クロルピリホス		農 98	ベンゾビスクロン	○
農 39	クロロタロニル(TPN)		農 99	ベンゾフェナップ	
農 40	シアナジン		農 100	ベンタゾン	○
農 41	シアノホス(CYAP)		農 101	ペンディメタリン	
農 42	ジウロン(DCMU)		農 102	ベンフラカルブ	
農 43	ジクロベニル(DBN)		農 103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農 44	ジクロロボス(DDVP)		農 104	ベンフレセート	
農 45	ジクワット		農 105	ホスチアゼート	
農 46	ジスルホトン(エチルチオメトン)		農 106	マラチオン(マラソン)	
農 47	ジチオカルバメート系農薬		農 107	メコプロップ(MGPP)	
農 48	ジチオビル		農 108	メソミル	
農 49	シハロホップブチル		農 109	メタラキシル	
農 50	シマジン(CAT)		農 110	メチダチオン(DMTP)	
農 51	ジメタメトリン		農 111	メトミノストロビン	
農 52	ジメトエート		農 112	メトリブジン	
農 53	シメトリン	○	農 113	メフェナセト	
農 54	ダイアジノン		農 114	メプロニル	
農 55	ダイムロン		農 115	モリネート	○
農 56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
農 57	チアジニル				
農 58	チウラム				
農 59	チオジカルブ				
農 60	チオファネートメチル				

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。